

令和4（2022）年度

包括外部監査報告書

令和5年3月

函館市包括外部監査人

税理士 大石俊彦

目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）および監査対象期間	1
（1）監査の対象	1
（2）対象とする所属等	1
（3）監査対象年度	1
3 当該事件（テーマ）を選定した理由	2
4 外部監査の実施期間	3
5 外部監査従事者	3
6 利害関係	3
7 監査手続等	4
（1）監査の着眼点	4
（2）監査手続	4
（3）監査の要点	6
（4）「指摘」および「意見」の記載方法	7
第2章 函館市の概要	8
1 財政の概要	8
（1）財政の概要	8
（2）令和3年度決算状況と財政の健全化に関する法律の施行	8
（3）財政状況と財務指標の推移	10
（4）函館市の資産および負債の状況	15
（5）函館市のまちとしての特徴と現在の状況	25

2	行財政改革の状況と公共施設マネジメント	31
(1)	函館市の総合計画と行財政改革プラン	31
(2)	公共施設マネジメントの考え方と実施状況	33
3	公有財産および物品の状況	38
(1)	公有財産および物品の定義	38
(2)	公有財産および物品の位置づけ	38
(3)	公有財産および物品の管理および処分について	39
(4)	函館市が所有する公有財産および物品の状況	42
(5)	函館市が作成する固定資産台帳について	44
(6)	物品の出納について	44
第3章 監査の結果		48
1	平成23年度包括外部監査の措置状況と現在の状況	48
2	公有財産	55
(1)	監査の実施方法	55
(2)	個別監査の着眼点	55
(3)	財産の区分等	58
(4)	公有財産の監査内容	58
3	物品	66
(1)	監査の実施方法	66
(2)	物品の監査内容	66
【指摘および意見の一覧】		87

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項並びに函館市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

※地方自治法

〔第252条の37〕（包括外部監査人の監査）

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。

〔第2条第14項〕

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

〔同 第15項〕

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

2 選定した特定の事件（テーマ）および監査対象期間

（1）監査の対象

公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について

（2）対象とする所属等

公有財産および物品を管理する全ての部局

（3）監査対象年度

原則として令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても対象とした。

3 当該事件（テーマ）を選定した理由

函館市では、これまでまちづくりを推進する過程において、時代の変化や市民ニーズに対応しながら、インフラ施設を含めた公共施設等の整備を逐次進めてきた。

これら整備された公共施設等は、時代の変化や老朽化により、必要に応じて修繕、改修、更新などが適宜進められてきており、平成28年には、将来の人口減少や財政負担を踏まえた「函館市公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点に立って総合的に管理を進めることとされた。

また、市では令和4年度を始期とする「函館市行財政改革推進プラン（2022～2026）」において、持続可能な行財政運営を目指す中で、公共施設のあり方の検討や未利用市有財産の売却などに取り組んでいくことが示されている。

さらに、これら公共施設等および土地で主に構成される有形固定資産は、令和2年度（2020年度）末における市の一般会計等の貸借対照表上、資産合計の約9割にあたる2,593億円が計上されており、その管理の適法性や適正性のほか、有効に活用されているか、経済性や効率性の観点からも監査を行うことは有用であり、意義が大きいと考える。

本事件は、過去の包括外部監査において取り上げられたところであるが、10年以上経過し、この間、市内の経済状況や市民生活を取り巻く状況変化もあることから、その重要度に鑑み、監査の対象として選定することとした。

なお、具体的な監査対象は、市の財産区分のうち、公有財産および物品とし、債権および基金は除くものとする。

4 外部監査の実施期間

令和4年(2022年)6月9日から令和5年(2023年)3月31日まで

5 外部監査従事者

包括外部監査人	税理士	大石俊彦
監査補助者	税理士	野呂豊
監査補助者	税理士	坪井昌紀
監査補助者		境利華

6 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人および監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の記載金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。

また割合についても同様に一致しない場合がある。

(注2) データの出典について

本報告書に含まれている表、グラフ等における数値は、函館市から入手した資料に基づいている。

財政の概要等は、函館市が公表している資料に基づいている。

7 監査手続等

(1) 監査の着眼点

函館市公共施設等総合管理計画によれば、将来の人口減少や施設の更新経費の増加を踏まえ、施設の保有総量の縮減を図っていくことを方針の一つとしており、市民ニーズの変化や施設の老朽化などを事由として、施設の廃止、統廃合および複合化を進め、行政目的が無くなった公用財産および公共用財産（行政財産）は、普通財産に変更し、貸付あるいは売却などを行うこととしている。

これらの用途廃止した行政財産は、普通財産に変更した後、他の目的への転用や売却を行うことが基本となると考えられるが、この流れが順調に進まなければ、行政財産の保有量は減少するが、市が保有する公有財産の保有量の減少が進まないことになる。

市が保有する普通財産は、遊休化した土地・建物が多く、行政財産と比較して管理費用は少ないながらも、補修費用および草刈りなど保有することで維持コストが発生している。そのため、今後、公共施設等の縮減を計画的に進める上で、これまで以上に普通財産を適正に管理し、処分や貸付などの活用を進めていく必要がある。

このたび、監査にあたっては、これら普通財産に焦点を当て財産区分毎に取得目的、現況等を確認し、適正な管理および活用が図られているか確認した。

さらに、公有財産同様に市の財産を構成する物品についても、現物との照合や使用不能な物品の廃棄等が適切に行われ、財産台帳および固定資産台帳への登録が正確に行われているかに着目し、監査を行った。

(2) 監査手続

函館市が策定する令和2年度一般会計・特別会計決算および公会計に基づく財務書類、函館市公共施設等総合管理計画、財政の現状、過去の包括外部監査資料の確認等を行うとともに、担当課からのヒアリングを行い、重要備品については現地調査を行った。

また、令和3年度の函館市財産に関する調書を基に、取得理由から現在の状況等に至るまで財産毎に各部署に質問し、回答を得て監査した。

① 予備調査

ア 財務事務関係法令等の把握

地方自治法、地方自治法施行規則、函館市契約条例、函館市契約条例施行規則、函館市財産条例、函館市財産条例施行規則、物品出納事務処理要領

イ 公会計に基づく財務書類の確認

ウ 公有財産等に関する計画の確認

公共施設等総合管理計画、今後の公共施設のあり方に関する基本方針、公営住宅等長寿命化計画、市立小・中学校再編計画ほか

エ 平成23年度包括外部監査「不動産を中心とした資産の管理と有効活用について」の措置状況の確認

② 本調査

ア 監査対象施設等の選定

- ・ (2) ①エにおいて改善が進んでいないもの
- ・ 財産に関する調書に基づき、用途廃止された公共施設、令和2年度および令和3年度に取得した行政財産を抽出

イ 関連資料の調査および関係部局へのヒアリング実施

ウ 監査対象施設等の現地調査

エ 検出された問題点に関する改善策の検討

③ 全体レクチャーおよびヒアリング等

ア 全体レクチャー

担当課職員により令和4年6月9日（木）に実施した。

イ ヒアリング

令和4年7月15日（金）13時30分～15時00分

財務部管理課職員より過去の包括外部監査の措置状況、財産台帳および固定資産台帳の管理状況等についてヒアリングを行った。

(ア) 平成23年度包括外部監査の措置状況の現況について

- a 財務部管理課関係分個別監査の現況
- b 財産台帳への取得額等の記載
- c 固定資産税の土地データと財産台帳との突合
- d 財産台帳と施設カルテとの連携

- (イ) 公共施設等総合管理計画について
- (ウ) 今後の公共施設のあり方に関する基本方針について
- (エ) 財産の取得から管理までの手続きについて
- (オ) その他

ウ 重要備品の現地調査

令和5年1月11日（水）に、市役所本庁舎内の重要備品の管理状況について現地調査を行った。

(3) 監査の要点

公有財産および物品にかかる財務事務の執行および管理の状況について、合規性・公平性・経済性・効率性・有効性の観点から監査を実施した。

① 公有財産等の取得について

ア 行政財産等の取得

- (ア) 取得目的は合理的であったか。
- (イ) 取得の意思決定は、プロセスに沿って行われているか。
- (ウ) 取得資産の取引価格の妥当性は適切に検討されているか。
- (エ) 取得手続きは法令規則、マニュアル等に沿って行われているか。

イ 物品の取得（重要備品50万円以上）

- (ア) 取得資産の取引価格の妥当性は適切に検討されているか。
- (イ) 取得手続きは法令規則、マニュアル等に沿って行われているか。
- (ウ) 財産台帳および固定資産台帳への登録が正確に行われているか。

② 公有財産等の管理について

ア 行政財産の管理

- (ア) 行政目的を失った財産は普通財産となっているか。
- (イ) 財産台帳および固定資産台帳への登録が正確に行われているか。
- (ウ) 行政目的に沿った運用がされているか。（使用許可および使用料は適切か、目的外使用の管理は適切に行われているか）
- (エ) 未利用や低利用の行政財産に関して、今後の利活用の検討はされているか。
- (オ) 過去の監査結果を踏まえた適切な措置がとられているか。

イ 普通財産の管理

- (ア) 遊休、低利用の普通財産に関して利活用の検討や売却が検討されて

いるか。

(イ) 財産台帳および固定資産台帳への登録が正確に行われているか。

(ウ) 貸付を行っている場合、契約は適切か。

(エ) 過去の監査結果を踏まえた適切な措置がとられているか。

ウ 物品の管理

(ア) 備品台帳および固定資産台帳への登録が正確に行われているか。

(現物との照合、使用不能な物品の廃棄等適切に行っているか。)

(4) 「指摘」および「意見」の記載方法

包括外部監査は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項及び第15号の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものである（地方自治法第252条の37第1項）。包括外部監査を実施するにあたっては、これらの事務の執行や事業の管理が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないものと規定されている（地方自治法第252条の37第2項）。

そこで、結論部分の記載においては、以下の区分により「指摘」または「意見」として表示した。

指摘	①合規性(準拠性)、②公平性、③経済性、④効率性、⑤有効性、の観点から、是正・改善が必要と認められるもの。
----	---

意見	指摘には至らないが、函館市の行政運営の合理化および効率化に資するために述べる見解。
----	---

第2章 函館市の概要

1 財政の概要

(1) 財政の概要

市が福祉、教育、防災、社会インフラの整備等、市民生活に直結する様々な施策を実行するためには財源が不可欠である。その財源は、①市税収入（市民税および固定資産税等）、②国や北海道からの収入（地方交付税・譲与税および国・道補助金等）、③地方債の発行収入、④その他収入で構成されており、④その他収入の中には、手数料収入、使用料収入や財産収入（賃貸料収入および資産売却収入）、寄付金収入等が含まれる。

函館市の主たる収入は、①の市税収入と②の国や北海道からの収入であるが、税収は景気の動向や人口構成に大きく影響を受ける。函館市の税収は概ね横ばいで推移していたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、減少傾向であり、財源確保が重要課題となっている。

(2) 令和3年度決算状況と財政の健全化に関する法律の施行

函館市の令和3年度決算額は、一般会計および全会計で黒字であり、実質公債費比率および将来的負担比率いずれの指標も基準未満となっているが、今後も人口減少などの厳しい状況が想定されることから、各指標に留意した健全な財政運営が求められている。

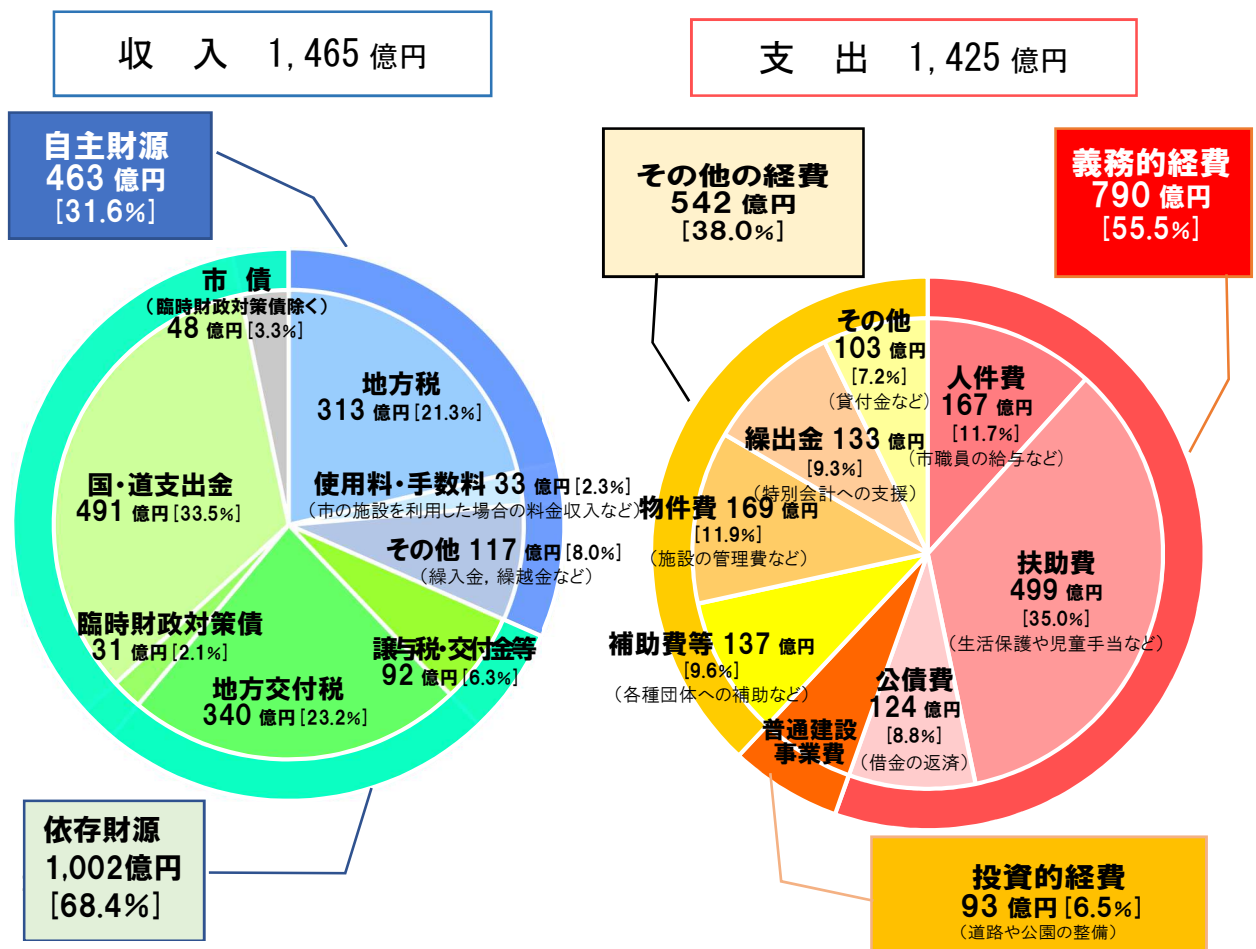
また、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や早期の再生のため迅速な対応を取るべく、平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、健全化法という。）が公布され、平成21年4月に全面施行されている。その健全化法第2条では、健全化判断比率として4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）（以下、健全化判断比率という。）を規定し、健全化法第3条で地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない（健全化法第3条第1項）と定められている。

① 令和3年度決算状況

函館市の令和3年度の普通会計決算において、収入は1,465億円、支出は1,425億円であり、翌年度繰り越し分を除いた実質収支は、約31億円の黒字であるが、依然として地方交付税、国・道支出金、市債のような、他に依存する収入の割合が約68%を占めており、国などに頼らなければ支出を賄えない状況にある。また、支出の面でも人件費、扶助費、公債費などの必ず支払わなければならない経費の割合が約56%を占めており、自由に使えるお金が少ない財政が硬直化した厳しい財政状況にある。

なお、普通会計とは、一般会計を中心として、公営企業会計等に属しない特別会計を加え、会計間の重複額等を控除した純計額であり、函館市の普通会計は、一般会計、港湾事業特別会計（準公営企業会計分を除く）、奨学資金特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計の5つの特別会計が対象となる。

令和3(2021)年度決算（普通会計）



② 財政健全化判断比率

指 標 名	説 明	令和3年度 函館市	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	普通会計の赤字の深刻度を示す	黒字	11.25	20
連結実質赤字比率	全ての会計の赤字・黒字を合算し、赤字の深刻度を示す	黒字	16.25	30
実質公債費比率	借金の返済費用の割合を示す	5.1	25	35
将 来 負 担 比 率	企業会計、出資法人等も含めた将来負担すべき負債の割合を示す	40.1	350	

(3) 財政状況と財務指標の推移

函館市における財政状況を収支状況と財務指標推移から分析し、同市における財政の状況を検証する。

① 収支状況

函館市における令和3年度（2021年度）までの過去5年間の普通会計の収支は次のとおりである。

〔普通会計「歳入」「歳出」決算額の推移〕

単位：億円

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
歳 入	1,413	1,331	1,378	1,677	1,465
歳 出	1,403	1,325	1,362	1,652	1,425
歳入－歳出	10	6	16	25	40
実質収支	9.3	4.7	13.4	20.5	31.4

(*函館市「財政の現状、令和3年度決算版」より監査人が作成)

歳入では、市税は概ね横ばいで推移していたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う徴収猶予の特例制度などにより減となっているほか、地方交付税は人口減少や国の交付総額の減額などにより減少傾向であったが、令和3年度は、国税収入の増に伴い地方交付税や地方消費税交付金が増となったことにより、経常一般財源収入が増となっている。

歳出では、人件費が職員数の削減に伴い減少傾向で推移しており、公債費についても過去に発行した借入額の償還が順次終了したことなどにより減少傾向である一方、感染症対策を除く扶助費は障害者福祉関係経費の増などに伴い増加傾向で推移している。

なお、実質収支とは当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額であり、「歳入歳出差引額（形式的収支）－翌年度に繰り越すべき財源」で算出される。

令和3年度決算においては、実質収支は31.4億円の黒字となり、平成25年度から引き続き、財源調整のための基金の取り崩しを行わない決算となっている。

今後の見通しについては、歳入面では国勢調査による人口減少に伴い、普通交付税の段階的な減額が想定されるほか、新型コロナウイルス感染症などの影響により、地方財政の動向も不透明な状況となっていることから、予断を許さない状況にある。

また、歳出面では、原油価格、物価高騰の影響をはじめ、社会保障関係経費の増加のほか、子ども、子育て対策や公共施設の老朽化対策に要する費用など、今後も継続して取り組む必要がある施策の財政需要も見込まれるところである。

② 財務指標の推移

財務指標は、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率によって示されている。

ア 財政力指数（3カ年平均）

地方公共団体の財政力を示す指数で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値である。

この数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、1を超える団体は、普通交付税の交付を受けない「不交付団体」となる。

函館市の財政力指数は、過去5年間をみると、0.470から0.479に僅かにはあるが上昇しており、小規模自治体を含んだ令和3年度の全国平均0.50と近似している。しなしながら、類似団体平均の0.786と比べると大幅に低くなっており、財政力指数からみた場合の財政の自立性の度合い、すなわち、財源の余裕度は低い状況である。

〔財政力指数の推移〕

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
函館市	0.470	0.474	0.475	0.483	0.479
類似団体平均	0.793	0.797	0.801	0.800	0.786

(*函館市「財政の現状、令和 3 年度決算版」より監査人が作成)

イ 経常収支比率

市税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に、どれだけ充てられたかを示す割合。

この比率が低い団体ほど財政構造に弾力性があるとされており、函館市の経常収支比率は、類似団体平均と比べると高い状況となっている。

函館市の過去 5 年間の経常収支比率をみると、令和 3 年度が 91.2%で最も低くなっている。

各年度 100.0%を下回っており、経常的費用を経常的収入で賄っているが、突発的な事態への支出や資産形成に備えるために更なる改善の余地があるといえる。

〔経常収支比率の推移〕

単位：%

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
函館市	91.3	93.3	93.1	93.5	91.2
類似団体平均	92.5	92.6	93.3	92.7	88.7

(*函館市「財政の現状、令和 3 年度決算版」より監査人が作成)

ウ 実質公債費比率（3 カ年平均）

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率の過去 3 年の平均値で、借入金（市債）の返済額やこれに準じる額の大きさを指標化したものである。早期健全化基準の 25%以上の団体は一部の単独事業に係る市債の発行が制限される。

函館市においては、基準を下回っているほか、それほど高い状況にはないことから、財政運営上、支障をきたしている状況ではないが、実質公債

費比率に留意しながら、引き続き健全な財政運営を行っている。

[実質公債費比率の推移]

単位：%

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
函館市	7.9	8.1	7.3	6.4	5.1
類似団体平均	6.5	6.2	5.9	5.6	5.4

(*函館市「財政の現状、令和 3 年度決算版」より監査人が作成)

エ 将来負担比率

地方公社や損失補填を行っている出資法人等に係るものも含めた将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、一般会計等の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもので、早期健全化基準の 350%以上の団体は、財政健全化計画の策定が必要となり、その内容に沿った取り組みを実施していくこととなる。

函館市においては、基準を下回っているほか、それほど高い状況にはないことから、財政運営上、将来への負担が過大になっているものではないが、将来負担比率に留意しながら、引き続き健全な財政運営を行っている。

[将来負担比率の推移]

単位：%

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
函館市	61.1	57.2	52.4	46.1	40.1
類似団体平均	59.7	60.8	63.6	57.8	50.9

(*函館市「財政の現状、令和 3 年度決算版」より監査人が作成)

参考までに、主な財政指標の計算方法と意味は次のとおりである。

財務指標	指標の説明
財政力指数	<p>地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。</p> <p>財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。</p>
経常収支比率	<p>地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。</p>
実質公債費比率	<p>当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標のこと。</p> <p>「健全化法」における早期健全化基準については、市町村・都道府県とも25%とし、財政再建基準については、市町村・都道府県とも35%としている。</p> <p>【 実質公債費比率 = (A+B) - (C+D) / E-D 】</p> <p>A：地方債の元利償還金 B：準元利償還金 C：特定財源 D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 E：標準財政規模</p>
将来負担比率	<p>地方公社や損失補填を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のこと。</p> <p>地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。</p> <p>「健全化法」における早期健全化基準については、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村（政令指定都市は除く）は350%、都道府県および</p>

	<p>政令指定都市は400%としている。</p> <p>【 将来負担比率=A－(B+C+D) / E－F 】</p> <p>A：将来負担額</p> <p>B：充当可能基金額</p> <p>C：特定財源見込額</p> <p>D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額</p> <p>E：標準財政規模</p> <p>F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</p>
--	--

*総務省 HP「令和3年度地方公共団体の主要財政指標の説明」参照。

(4) 函館市の資産および負債の状況

① 会計方法および財務書類

自治体の会計は、現金の収入・支出という事実を重視する現金主義を採用しており、行政運営の説明責任をより一層果たすために、地方公会計制度も並行して導入し、発生主義に基づいた財務書類を公表している。

	従来 of 会計方式	地方公会計制度
取引の記録方法	<p>【単式簿記】</p> <p>現金収入・支出のみを記録する</p>	<p>【複式簿記】</p> <p>ひとつの取引について、原因と結果の2つの側面から記録する</p>
取引の記録時期	<p>【現金主義】</p> <p>実際に現金の収入・支出が生じた時点</p>	<p>【発生主義】</p> <p>実際の現金の収入・支出に関わらず、経済的価値の増減が発生した時点</p>

資産負債の状況や事務事業のコストマネジメント、財政状況等の住民への開示を促し、地方財政における限られた財源を有効に使うために、企業会計を参考にした財務諸表の作成が求められている。具体的には、新たな地方公会計の制度が検討され、総務省から平成26年5月に「今後の地方公会計の整備促進について」、また、平成27年1月に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、それにより固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示

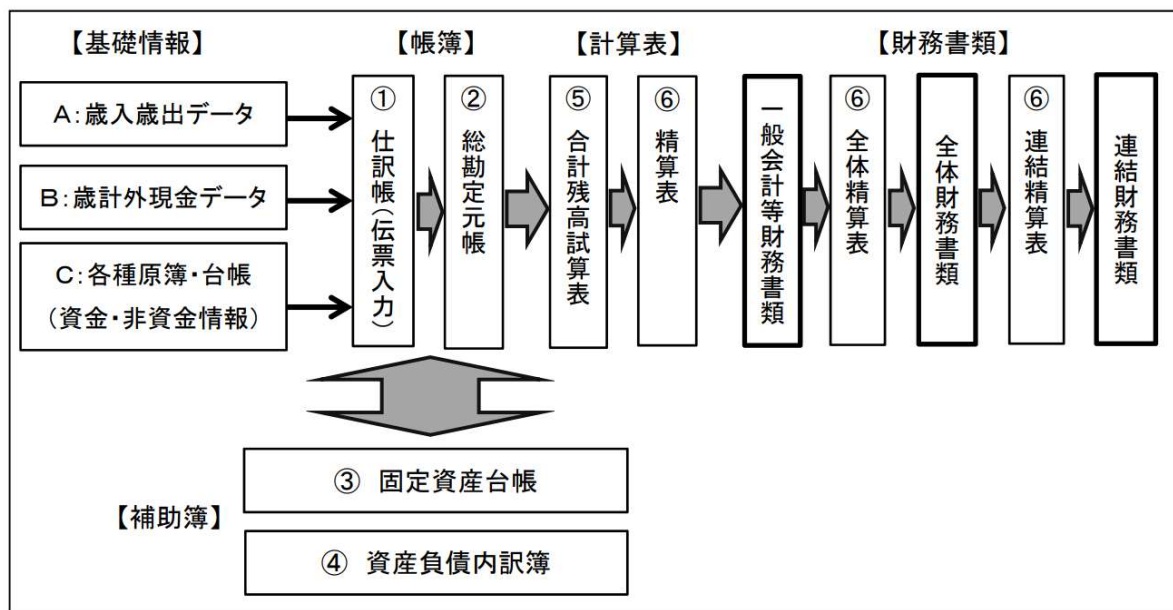
され、全ての地方公共団体は、平成28年度の決算以降、統一的な基準により財務書類を作成することが求められた。なお、作成時期については、令和2年3月に総務省から公表された「地方公会計の推進に関する研究会報告書」において「決算年度の翌年度末までには固定資産台帳・財務書類の作成・更新を完了させるべき」とされている。

函館市においても、平成28年度より統一的な基準に基づく財務諸表を財務部財政課において、以下のスケジュールで作成し、公表している。

【統一的な基準に基づく財務諸表の作成および公表のスケジュール】

- 4月～5月末 出納閉鎖
- ～8月末 地方自治法上の決算および附属書類作成
- 8月～ ①一般会計等財務書類の作成
- ②全体財務書類の作成
- ～翌3月 ③連結財務書類の作成 ①～③の財務諸表の公表

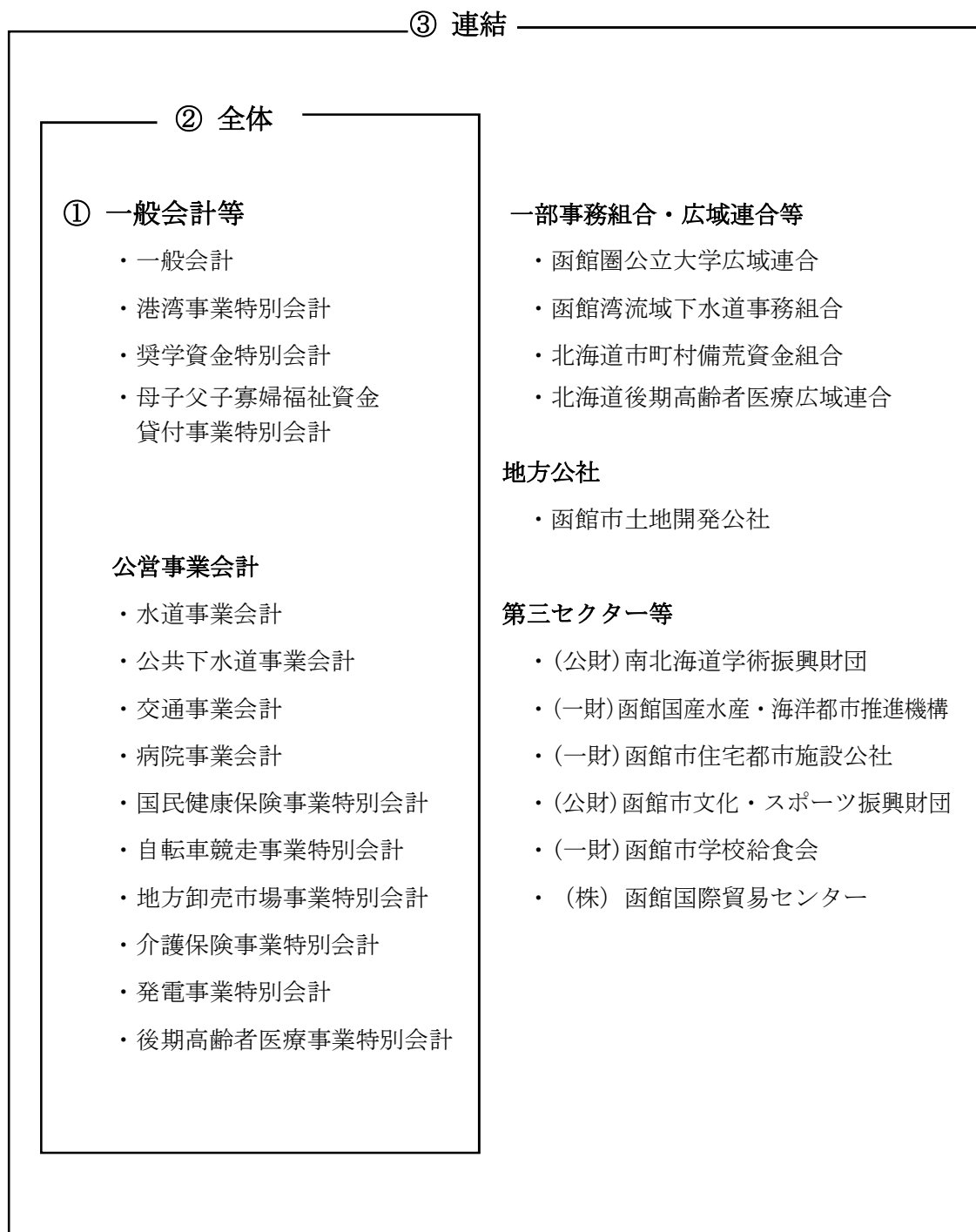
ア 財務書類の作成手順



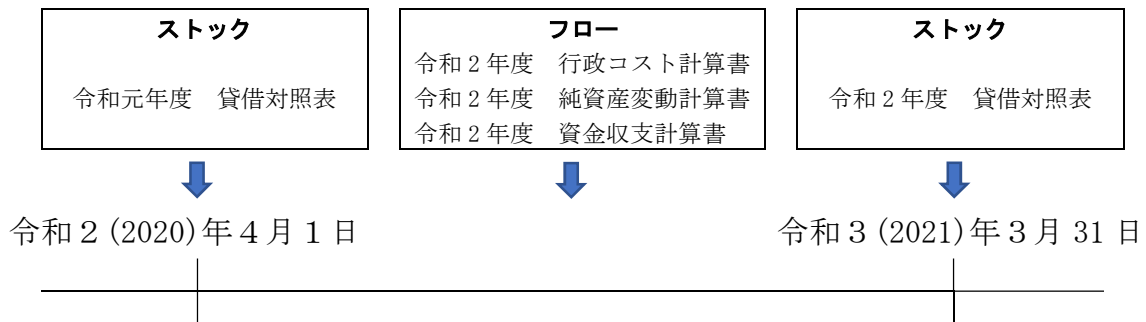
*総務省「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（令和元年8月改訂）より

イ 会計範囲

函館市では、以下のとおり「①一般会計等」、「②全体」、「③連結」の3種類の範囲で財務書類を作成している。



ウ 財務書類4表の構成



① 貸借対照表 (バランスシート)

行政活動によって形成された道路や施設などの資産と、それに対して必要となった負債や資金との関係を示した表

資 産 (内訳) 現金・預金 ……	負 債 純資産
-----------------------------------	------------------------------

② 行政コスト計算書

市が1年間に提供した行政サービスの費用と、市民が負担した使用料・手数料などを示した表。(現金のやりとりがない減価償却費も経費計上)

+ 経常費用 (1)
▲ 経常収益 (2)
+ 臨時損失 (3)
▲ 臨時利益 (4)
純行政コスト -

③ 純資産変動計算書

資産と負債の差である市の純資産(正味の資産)が、1年間どのように増減したかを明らかにした表。

前年度末純資産残高
▲ 純行政コスト
+ 財源 (5)
+ 固定資産等の変動
本年度末純資産残高 -

④ 資金収支計算書

市の現金が1年間にどのような要因で増減したかを性質別収支に分類して整理した表。

前年度末現金預金残高
+ 業務活動収支
+ 投資活動収支
+ 財務活動収支
+ 歳計外現金増減額
本年度末現金預金残高 -

収入 (2) (4) (5)	費用 (1) (3)
収支差額	

エ 行政コスト計算書等の推移

以下は、函館市の一般会計等における行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の3カ年の推移である。

行政コスト計算書における純行政コストは、特別定額給付金の給付などにより令和2年度において対前年127.4%と増加している。また、純資産変動計算書における本年度末純資産残高および資金収支計算書における本年度末現金預金残高は、国および道等補助金の増などにより、それぞれ対前年102.3%、対前年125.4%と増加している。

[一般会計等行政コスト計算書]

(単位：百万円)

科目名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常費用	112,440	113,524	143,693
業務費用	48,569	47,361	49,174
人件費	17,579	17,490	16,801
職員給与費	13,742	13,545	13,584
賞与等引当金繰入額	1,184	1,174	1,155
退職手当引当金繰入額	1,348	1,421	461
その他	1,305	1,351	1,601
物件費等	29,351	28,754	31,297
物件費	17,996	18,098	20,264
維持補修費	1,308	1,521	2,207
減価償却費	10,046	9,134	9,006
その他	-	-	-
その他の業務費用	1,639	1,117	1,076
支払利息	674	550	449
徴収不能引当金繰入額	△6	△4	△15
その他	970	570	642
移転費用	63,871	66,163	94,520
補助金等	21,309	21,979	50,866
社会保障給付	34,042	34,876	34,015
他会計への繰出金	8,145	8,734	9,371
その他	376	574	268
経常収益	5,002	4,908	4,945
使用料及び手数料	3,719	3,698	3,468
その他	1,282	1,210	1,477
純経常行政コスト	107,439	108,616	138,748
臨時損失	295	1,051	136

災害復旧事業費	-	-	-
資産所売却損	490	1,149	244
投資損失引当金繰入額	-	-	-
損失補償等引当金繰入額	△195	△98	△109
その他	-	-	-
臨時利益	9	692	△6
資産売却益	9	692	△6
その他	-	-	-
純行政コスト	107,724	108,975	138,889

〔一般会計等純資産変動計算書〕

(単位：百万円)

科目名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
前年度末純資産残高	122,791	121,992	122,701
純行政コスト(△)	△107,724	△108,975	△138,889
財源	106,606	109,564	141,758
税金等	71,690	72,257	72,676
国道等補助金	34,916	37,307	69,082
本年度差額	△1,118	589	2,869
固定資産等の変動(内部変動)	-	-	-
有形固定資産等の変動	-	-	-
有形固定資産等の減少	-	-	-
貸付金・基金等の増加	-	-	-
貸付金・基金等の減少	-	-	-
資産評価差額	0	28	△14
無償所管換等	318	92	507
その他	-	-	△479
本年度純資産変動額	△800	709	2,883
本年度末純資産残高	121,992	122,701	125,583

〔一般会計等資金収支計算書〕

(単位：百万円)

科目名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【業務活動収支】			
業務支出	101,949	104,179	135,165
業務費用支出	38,078	38,016	40,645
人件費支出	17,399	17,548	17,535
物件費等支払	19,305	19,619	22,291
支払利息支出	674	550	449

その他の支出	701	299	370
移転費用支出	63,871	66,163	94,520
補助金等支出	21,309	21,979	50,866
社会保障給付支出	34,042	34,876	34,015
他会計への繰出支出	8,145	8,734	9,371
その他の支出	376	574	268
業務収入	110,076	112,137	143,728
税収等収入	71,758	72,270	72,312
国道等補助金収入	33,376	34,923	66,512
使用料及び手数料収入	3,726	3,702	3,473
その他の収入	1,217	1,241	1,431
臨時支出	-	-	-
災害復旧事業費支出	-	-	-
その他の支出	-	-	-
臨時収入	-	-	-
業務活動収支	8,127	7,958	8,563
【投資活動収支】			
投資活動支出	15,575	19,885	18,431
公共施設等整備費支出	6,848	10,437	8,027
基金積立金支出	686	1,529	3,177
投資及び出資金支出	-	-	-
貸付金支出	7,771	7,648	6,956
その他の支出	270	271	272
投資活動収入	10,572	11,660	12,433
国道等補助金収入	1,540	2,387	2,570
基金取崩収入	1,225	761	1,614
貸付金元金回収収入	7,483	7,305	7,099
資産売却収入	324	1,211	1,149
その他の収入	-	-	-
投資活動収支	△5,002	△8,224	△5,999
【財務活動収支】			
財務活動支出	15,286	12,911	12,538
地方債償還支出	15,286	12,911	12,538
その他の支出	-	-	-
財務活動収入	11,599	14,156	10,819
地方債発行収入	11,599	14,156	10,819
その他の収入	-	-	-
財務活動収支	△3,686	1,245	△1,720
本年度資金収支額	△562	979	845

前年度末資金残高	1,166	604	1,583
本年度末資金残高	604	1,583	2,428

前年度末歳計外現金残高	1,738	1,729	1,781
本年度歳計外現金増減額	△9	52	10
本年度末歳計外現金残高	1,729	1,781	1,790
本年度末現金預金残高	2,333	3,363	4,218

オ 貸借対照表

次にストック面である貸借対照表から函館市の財政状況を検証する。

函館市の一般会計等における過去3年間の貸借対照表の状況は、以下のとおりである。有形固定資産の主な増減要素として、普通建設事業費や減価償却費の影響がある。

[一般会計等貸借対照表 資産の部]

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
【資産の部】			
固定資産	273,644	274,725	273,640
有形固定資産	261,037	261,237	259,342
事業用資産	234,363	234,093	231,824
土地	111,096	111,820	111,140
立木竹	7,664	7,664	7,664
建物	346,724	350,966	354,040
建物減価償却累計額	△233,218	△236,702	△241,497
工作物	-	173	182
工作物減価償却累計額	-	-	△12
船舶	466	466	466
船舶減価償却累計額	△461	△462	△462
浮標等	271	271	271
浮標等減価償却累計額	△149	△162	△176
航空機	-	-	-
航空機減価償却累計額	-	-	-
その他	-	-	-
その他減価償却累計額	-	-	-
建物仮勘定	1,970	59	207
インフラ資産	25,161	25,726	26,064

土地	1,680	1,766	1,775
建物	-	-	-
建物減価償却累計額	-	-	-
工作物	103,188	105,878	108,305
工作物減価償却累計額	△79,707	△81,918	△84,016
その他	-	-	-
その他減価償却累計額	-	-	-
建物仮勘定	-	-	-
物品	8,222	8,304	8,524
物品減価償却累計額	△6,709	△6,796	△7,069
無形固定資産	3	3	3
ソフトウェア	-	-	-
その他	3	3	3
投資その他の資産	12,605	13,396	14,295
投資及び出資金	2,463	2,421	2,421
有価証券	290	247	247
出資金	2,174	2,174	2,174
その他	-	-	-
投資損失引当金	-	-	-
長期延滞債権	1,583	1,490	1,537
長期貸付金	1,849	2,211	2,085
基金	5,593	6,139	7,053
減債基金	-	-	-
その他	5,593	6,139	7,053
その他	1,347	1,361	1,397
徴収不能引当金	△232	△226	△198
流動資産	9,305	10,567	12,362
現金預金	2,333	3,363	4,218
未収金	434	446	751
短期貸付金	-	-	-
基金	6,584	6,807	7,456
財政調整基金	5,449	5,671	7,456
減債基金	1,135	1,136	-
棚卸資産	-	-	-
その他	-	-	-
徴収不能引当金	△47	△49	△62
資産合計	282,949	285,293	286,002

(資料) 函館市〔全体〕貸借対照表をもとに監査人作成

〔一般会計等貸借対照表 負債及び純資産の部〕

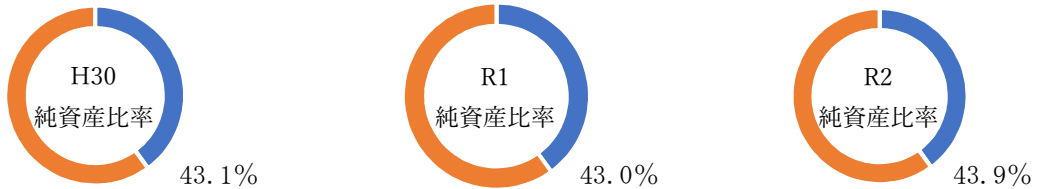
(単位：百万円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
【負債の部】			
固定負債	145,114	147,129	145,301
地方債	125,411	127,075	126,173
長期未払金	1,881	2,374	2,293
退職手当引当金	16,337	16,293	15,576
損失補填等引当金	1,482	1,384	1,275
その他	4	4	△15
流動負債	15,843	15,463	15,117
1年内償還予定地方債	12,888	12,470	12,131
未払金	-		
未払費用	-		
前受金	-		
前受収益	-		
賞与等引当金	1,205	1,119	1,174
預り金	1,729	1,781	1,790
その他	21	21	21
負債合計	160,957	162,592	160,418
【純資産の部】			
固定資産統形成分	280,228	281,532	281,095
余剰分(不足分)	△158,237	△158,831	△155,512
純資産合計	121,992	122,701	125,583
負債及び純資産合計	282,949	285,293	286,002

(資料) 函館市〔全体〕貸借対照表をもとに監査人作成

市民一人当たりの資産・負債および純資産比率は、中核市平均との比較において純資産比率が大幅に低い状況となっている。

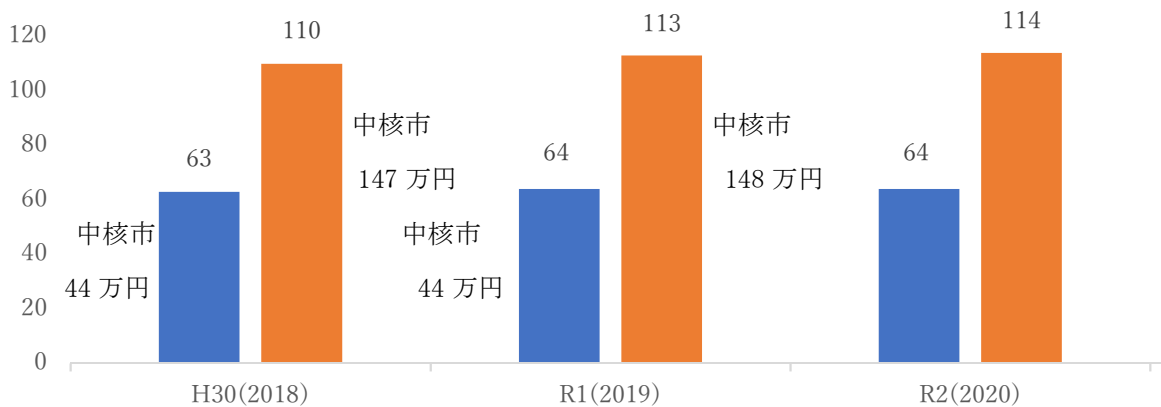
〔市民一人当たり純資産比率、資産・負債〕



〔中核市 70.3%〕

〔中核市 70.3%〕

〔単位：万円〕



(5) 函館市のまちとしての特徴と現在の状況

〔函館市の世帯数および人口〕

令和4年(2022年)10月末現在		
世帯数		140,326世帯
人口	総数	245,006人
	男	111,518人
	女	133,488人
年齢区分	年少人口	22,255人(9.1%)
	生産年齢人口	132,904人(54.2%)
	老年人数	89,847人(36.7%)

- ・年少人口とは0歳から14歳、生産年齢人口とは15歳から64歳、老年人口とは65歳以上の人口のことをいう。
- ・平成24年(2012年)7月以降は要件を満たす外国人にも住民票が作成されることとなったためその人数も含んでいる。

函館市は道内市町村で最も人口が減少している。

(令和4年1月1日現在 単位：人)

順位	都市名	前年比	自然増減	社会増減	人口
1	函館市	△3,691	△2,884	△807	247,102
2	旭川市	△3,393	△2,895	△498	326,772
3	釧路市	△2,450	△1,676	△774	162,298
4	小樽市	△1,948	△1,555	△393	109,820
5	室蘭市	△1,541	△895	△646	79,589
	..				
38	札幌市	△280	△9,867	9,587	1,947,319
	..				
179	上川管内 東川町	40	△62	102	8,094

※住民基本台帳に基づく人口動態調査

[函館は暮らしやすいか]

類似団体である中核市のうちデータがそろった48市を比較]

2022年市町村

2022年全国中核市

魅力度ランキング

幸福度ランキング

幸福度の主な指標の函館市の順位

1位	札幌市
2位	京都市
3位	函館市
4位	横浜市
5位	小樽市
6位	神戸市
7位	鎌倉市
8位	金沢市
9位	那覇市
10位	石垣市

1位	豊田市
2位	金沢市
3位	長野市
	：
37位	旭川市
	：
45位	函館市
46位	那覇市
47位	東大阪市
48位	尼崎市

→

社会教育費	女性の労働力人口比率
1位	44位
都市公園面積	若者完全失業率
2位	45位
図書冊数	生活保護世帯の割合
7位	48位
自殺死亡者数	一人暮らし高齢者率
17位	48位

函館市の人口は、昭和10年に25万人を超え、さらに昭和30年には30万人を超えた。その後昭和55年には345,165人とピークとなったが、下表のとおり昭和61年以降は、平成18年を除き、5年ごとの総数は約1万人の減少となっている。

特に令和3年の総数では、対5年前比較で17,397人の減少となっており、その傾向は顕著である。

〔住民基本台帳人口〕

年次	世帯数 (戸)	人口 (人)			対5前年 増減数 (人口総数) (人)	面積 (km ²)
		総数	男	女		
昭和61年(1986年)	118,376	318,371	150,674	167,697		347.86
平成3年(1991年)	122,587	308,228	143,747	164,481	△10,140	346.82
平成8年(1996年)	126,214	297,132	137,667	159,465	△11,096	346.87
平成13年(2001年)	130,312	287,684	132,774	154,910	△9,448	347.05
平成18年(2006年)	140,954	293,479	135,079	158,400	5,795	677.87
平成23年(2011年)	143,187	279,040	127,623	151,417	△14,439	677.95
平成28年(2016年)	143,561	265,503	120,900	144,603	△13,537	677.87
令和3年(2021年)	140,577	248,106	112,851	135,255	△17,397	677.87

(注) 1 各年末現在

(資料：函館市市民部戸籍住民課)

2 平成24年(2012年)以降は、外国人を含む。

また、5歳階級別人口ピラミッド(下表)では、函館市の特徴として、男女とも70～74歳人口が最多となっており、より高齢化が進んでいる現状である。

このことは、労働力人口(15歳以上の人口のうち「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの)の減少に直結しており、市民税の納税義務者の減少から市税等の収入にも影響がある。

[1年間に市民1人当たりが負担する市税の金額]

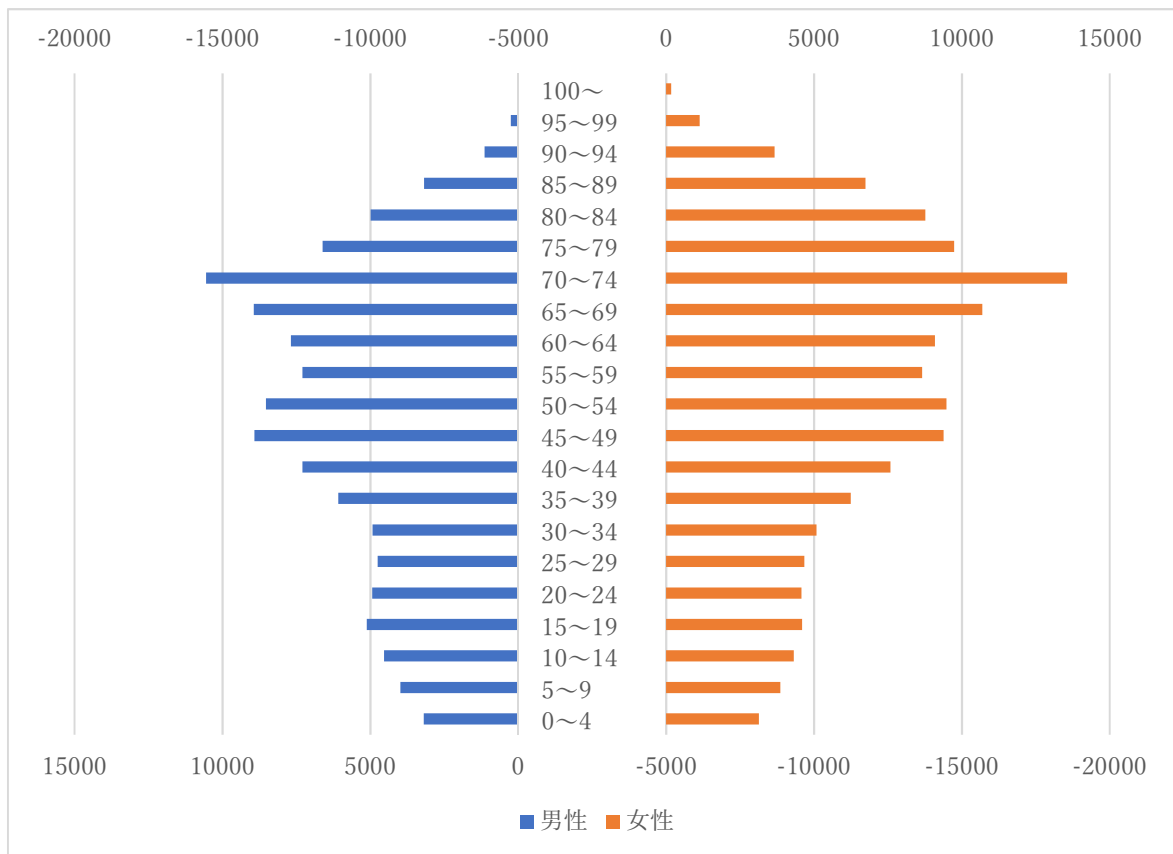
126,972円

民 生 費	252,197円	土 木 費	35,180円
商 工 費	39,593円	教 育 費	28,215円
衛 生 費	48,039円	総 務 費	22,148円
消 防 費	2,612円	公 債 費	46,944円
職 員 費	65,468円	そ の 他	33,973円

※金額は、一般会計の決算額を令和4年3月31日現在の人口24万6,256人で割ったものである。

[5歳階級別人口ピラミッド]

(住民基本台帳 令和3年(2021年)12月末現在)



〔市域の変遷〕

(単位：km²)

年月日	面積	備考
大正 11 年(1922 年)8 月 1 日	19.05	市制施行当時
昭和 14 年(1939 年)4 月 1 日	219.59	湯川町を編入
30 年(1955 年)10 月 1 日	219.18	建設省国土地理院の改測
41 年(1966 年)12 月 1 日	255.23	銭亀沢村を編入
48 年(1973 年)12 月 1 日	347.54	亀田市を編入
63 年(1988 年)10 月 1 日	346.72	建設省国土地理院の改測
平成 16 年(2004 年)12 月 1 日	677.79	戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町を編入
26 年(2014 年)10 月 1 日	677.83	平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調による。
27 年(2015 年)10 月 1 日	677.86	平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調による。
28 年(2016 年)10 月 1 日	677.87	平成 28 年全国都道府県市区町村別面積調による。
29 年(2017 年)10 月 1 日	677.86	平成 29 年全国都道府県市区町村別面積調による。
30 年(2018 年)10 月 1 日	677.87	平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調による。
令和元年(2019 年)10 月 1 日	677.87	令和元年全国都道府県市区町村別面積調による。
2 年(2020 年)10 月 1 日	677.87	令和 2 年全国都道府県市区町村別面積調による。
3 年(2021 年)10 月 1 日	677.87	令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調による。

〔都市計画区域面積〕

(単位：ha、%)

区分	面積	割合	区分	面積	割合
都市計画区域	14,454	100.00	第 1 種住居地域	777	16.2
市街化区域	4,787	33.1	第 2 種住居地域	282	5.9
市街化調整区域	9,667	66.9	準住居地域	88	1.8
用途地域	4,787	100.00	近隣商業地域	281	5.9
第 1 種低層住居専用地域	940	19.6	商業地域	235	4.9
第 2 種低層住居専用地域	42	0.9	準工業地域	769	16.1
第 1 種中高層住居専用地域	144	3.0	工業地域	270	5.6
第 2 種中高層住居専用地域	844	17.6	工業専用地域	115	2.4

(注) 令和 3 年(2021 年)3 月 31 日現在

(資料：函館市都市建設部都市計画課)

〔地目別土地面積〕

(単位：km²)

年次	総面積	田	畑	宅地	鉱泉地	池沼
平成28年(2016年)	677.86	2.42	29.59	34.77	0.00	0.00
29年(2017年)	677.87	2.36	28.76	34.79	0.00	0.00
30年(2018年)	677.86	2.25	28.16	34.91	0.00	0.00
31年(2019年)	677.87	2.20	27.80	34.98	0.00	0.00
令和2年(2020年)	677.87	2.20	27.53	35.02	0.00	0.00

年次	山林	牧場	原野	雑種地	その他
平成28年(2016年)	408.18	4.22	30.89	15.03	152.77
29年(2017年)	408.48	4.20	31.25	15.22	152.81
30年(2018年)	408.88	4.20	31.52	15.12	152.82
31年(2019年)	408.92	4.20	31.67	15.23	152.87
令和2年(2020年)	409.06	4.14	31.71	15.32	152.89

(注) 1 各年1月1日現在

(資料：函館市財務部税務室)

2 「概要調書等報告書」による。

3 「その他」には、公共の用に供する道路、公園、墓地、境内地、水道用地等が含まれる。

2 行財政改革の状況と公共施設マネジメント

(1) 函館市の総合計画と行財政改革プラン

① 総合計画

函館市総合計画（2017～2026 年度）は、将来を見据えた、総合的で計画的な行政運営を図るための計画であり、基本構想と実施計画で構成されている。

【基本構想】

2017（平成29）年度からの10年間において、めざすべきまちの将来像と、その実現に向けた基本的な方向性や目標などを示し、長期的な視点で、市民、企業、団体および行政が一体となってまちづくりに取り組んでいくための指針となるものである。

〔策定の意義〕

2015（平成27）年に策定した「函館市人口ビジョン」では、2060年の人口を11万4千人から15万1千人と推計した。日本の総人口が減少するなか、今後、函館市においても人口減少が避けられない状況となり、再生や持続的発展をめざすまちづくりへの転換の必要性が改めて明確になった。

また、2016（平成28）年3月26日、待望の北海道新幹線が開業し陸・海・空の交通の要衝として函館市の重要性が今後さらに高まることが期待され、「第二の開港」ともいえる新幹線の開業は、長らく続いてきた停滞期から抜け出し始めている函館市にとって、本格的な再生に向かう最大の好機であった。

この時代の転換期において、市民、企業、団体および行政といったまちづくりのあらゆる主体が、地方自治の理念に則り、一体となって取り組むべき指針として、新たな基本構想を策定したものである。

〔基本構想の中での土地利用の考え方〕

土地は、人が生活し生産活動などを行ううえで基盤となるものであり、未来へ適切な形で引き継ぐべき限られた資源である。このため、函館市の現状を踏まえ、土地利用にあたっては、その特性を「市街地」、「農業・漁業地域」、「森林」、「緑地」の4つに分類。市民等と行政は、この分類に基づき、それぞれの土地の現状や役割を的確に把握するとともに、協働して、生活環境の維持や自然環境の保護・保全および災害に対する安全性の確保に努

め、長期的な視点に立って、総合的かつ計画的に土地利用を進めることとしている。

【実施計画】

基本構想で定めたまちづくりの基本的な方向性に基づき、優先的、重点的に取り組むべき施策・事業を掲載したもので、当初の計画期間は、2017～2020年度、現行の計画は2020～2024年度となっており、必要に応じて内容の見直しを行っている。

〔策定の趣旨〕

「基本構想」では、10年間の長期的な視点に立ち、体系的にまちづくりを進めるため、2つの重点プロジェクトと5つの基本目標のもと、20の施策を掲げており、また、「実施計画」では、社会情勢などの変化に柔軟に対応するため必要に応じて内容の見直しを行いながら、効果的な施策展開を図るための優先的・重点的に取り組む事業等を定めている。

〔当初の実施計画（2017～2019年度）について〕

当初実施計画では、北海道新幹線開業効果を一過性のものとしないうための交流人口の拡大や、まちの魅力を向上させるためのガーデンシティ函館の推進などの取り組みを進めてきた。

〔現行の実施計画について〕

函館市では、人口減少対策を総合的かつ計画的に進めるため、令和2（2020）年度から5カ年の基本目標や具体的な施策、事業等を示した、まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期函館市活性化総合戦略（2020～2024年度）」（以下「第2期総合戦略」という。）を令和2年3月に策定したところであり、当該計画には、「基本構想」において掲げる20の施策がすべて盛り込まれていることから、新たな「実施計画」を策定するのではなく、「第2期総合戦略」を「実施計画」に位置付けることで、効率的に各施策を推進することとしている。

② 行財政改革プラン

令和4年4月に策定した新たな行財政改革プラン（2022～2026年度）にお

いて、人口減少が行財政運営に及ぼす影響を踏まえると、将来にわたって持続可能な行財政運営を確立するためには、引き続き行財政改革を推進していく必要があり、将来世代負担比率等の改善が求められる。

(2) 公共施設マネジメントの考え方と実施状況

函館市では、これまで、時代の変化や市民ニーズに対応しながら、公共施設の取得や整備を進め、老朽化した施設については修繕や改修を行うなど、施設の維持や機能の向上を図ってきた。

また、函館市は、市町村合併により多くの施設を保有しており、さらに、現在保有している全ての施設を維持していくためには、多額の財政負担を伴うことから、平成25年度に、既に個別計画を策定している市営住宅等の施設を除く、219施設を対象とした「今後の公共施設のあり方に関する基本方針」および「今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく『各施設の今後の方向性』について」を策定し、公共施設として必要な機能の維持に配慮しながら、施設数の削減や規模の見直しなど、施設の維持管理や更新等の経費縮減に取り組んでいるところである。

国においては、平成26年4月に各地方公共団体に対して、公共施設等について総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）を、平成28年度末までに策定するよう要請した。

このことから函館市においては、今後の人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、将来的な財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設を維持管理するため、インフラ施設を含めた全ての公共施設等を対象とした「函館市公共施設等総合管理計画」を平成28年8月に策定し、市民や議会と情報を共有しながら、長期的な視点に立ち、総合的に管理することとしたところである。

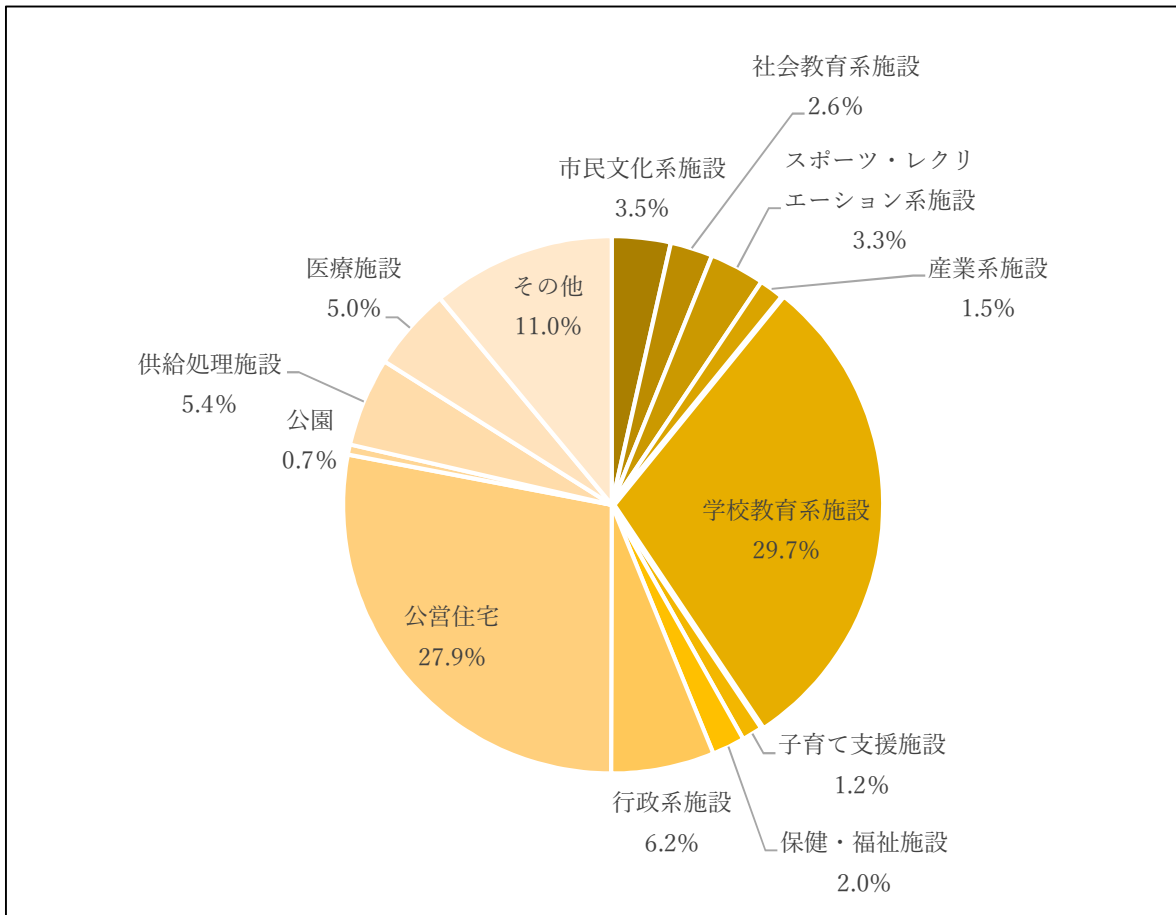
【公共施設の現状】

〔用途分類ごとの施設状況〕

函館市が保有する公共施設は、平成26年度末時点で650施設あり、総延床面積は1,304,247㎡となっている。

また、総延床面積に対する用途分類ごとの割合を見ると、小・中学校等の学校教育系施設が全体の29.7%、公営住宅が27.9%を占め、割合が高い状況にある。

〔用途分類ごとの延床面積割合〕



用途分類	延床面積 (m ²)	施設数	主な施設
市民文化系施設	46,142	58	市民会館、芸術ホール、女性センターなど
社会教育系施設	33,242	28	公会堂、北洋資料館、縄文文化交流センターなど
スポーツ・レクリエーション系施設	43,253	29	熱帯植物園、市民プール、戸井ウォーターパークなど
産業系施設	19,247	11	臨海研究所、産業支援センターなど
学校教育系施設	387,781	76	小学校、中学校、市立函館高等学校など
子育て支援施設	16,318	36	保育園、児童館など
保健・福祉施設	25,629	12	総合福祉センター、老人福祉センターなど
行政系施設	81,166	64	本庁舎、支所、消防本部など
公営住宅	364,455	65	市営住宅
公園	8,029	44	管理棟、便所など
供給処理施設	69,776	32	清掃センター、浄水場、汚水処理場など
医療施設	65,153	3	函館病院、恵山病院、南茅部病院
その他	144,056	192	貸建物、斎場、公衆便所、港湾管理事務所など
計	1,304,247	650	

また、公共施設マネジメントに関する取り組み状況は以下のとおりである。
〔これまでの主な取り組み〕

【計画の策定】

平成 23 年度	・函館市立小・中学校再編計画
平成 24 年度	・函館市公園施設長寿命化計画〔H31.2月 一部改訂〕 ・函館市下水道長寿命化計画 〔計画期間終了、内容は函館市下水道事業ストックマネジメント計画へ移行〕
平成 25 年度	・今後の公共施設のあり方に関する基本方針 ・今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく『各施設の今後の方向性』について ・函館市公営住宅等長寿命化計画〔R4.3月 一部改訂〕
平成 26 年度	・函館市橋梁長寿命化修繕計画〔R4.8月 改訂〕
平成 28 年度	・函館市公共施設等総合管理計画 ・函館市道路附属物長寿命化修繕計画（横断歩道橋）〔R4.9月 改訂〕 ・函館市上下水道事業経営ビジョン ・函館市交通事業経営ビジョン
平成 29 年度	・函館市下水道事業ストックマネジメント計画〔R2.3月変更〕
令和元年度	・函館市立学校施設長寿命化計画 ・函館市林道施設長寿命化計画
令和 2 年度	・函館市病院局におけるインフラ長寿命化計画 ・消防庁舎等維持補修計画
令和 3 年度	・函館市トンネル長寿命化修繕計画〔R4.9月改訂〕 ・函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（大型カルバート）〔R4.9月改訂〕 ・函館市道路附属物等長寿命化修繕計画（門型標識）〔R4.9月改訂〕

【取り組み事例】（平成25年度以降）

売却	<ul style="list-style-type: none"> ■もと第二港保育園を建物付きで売却〔H25〕 ■リサイクル機器入舟保管庫（もと西部児童館）を解体・売却〔H27〕 ■ホテルひろめ荘・南茅部保養センターの売却〔R2〕 ■もと道南青年の家（旧ロシア領事館）の売却〔R2〕
譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ■地域会館（小安東・釜谷・尾札部中央）を町会へ譲渡〔H27〕 ■産学官交流プラザを北海道大学へ譲渡〔H27〕
貸付	<ul style="list-style-type: none"> ■デイサービスセンター〔H27〕 ■はこだて幼稚園〔H30〕 ■花園保育園〔R3〕
統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ■戸井西部総合センター開設（戸井公民館・戸井郷土資料館・戸井埋蔵文化財展示館・戸井青少年会館・戸井運動広場）〔H28〕 ■五稜郭中学校開校（五稜・大川・桐花中学校）〔H28〕 ■戸倉中学校開校（戸倉・亀尾中学校）〔H29〕 ■巴中学校開校（凌雲・光成・的場中学校）〔H30〕 ■青柳中学校開校（西・潮見・宇賀の浦中学校）〔H30〕 ■大森浜小学校開校（高盛・千代ヶ岱・金堀小学校）〔H31〕 ■上湯川小学校開校（上湯川・亀尾小学校）〔H31〕 ■大森浜児童館開設（高盛・人見・本町児童館）〔R2〕 ■戸井学園開校（戸井西・日新小学校、潮見・日新中学校）〔R3〕 ■銭亀沢小学校開校（東・石崎小学校）〔R4〕 ■南茅部小学校開校（磨光・臼尻・大船小学校）〔R4〕
複合化	<ul style="list-style-type: none"> ■亀田交流プラザ開設（亀田福祉センター・美原図書室・亀田公民館・亀田青少年会館・美原老人福祉センター・美原児童館）〔R2〕

公共施設保有総量（建物）及び有形固定資産減価償却率の推移は以下のとおり。

年度	公共施設保有総量	有形固定資産減価償却率
平成 28 年度	1,309,372 m ²	67.4%
平成 29 年度	1,313,663 m ²	68.2%
平成 30 年度	1,298,993 m ²	69.6%
令和元年度	1,294,346 m ²	69.5%
令和 2 年度	1,270,829 m ²	70.4%
令和 3 年度	1,269,400 m ²	71.2%

※有形固定資産減価償却率：市が保有する施設等が耐用年数に対して資産取得からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握することができる。（割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断される。）

〔公共施設等の今後の課題〕

公共施設およびインフラ施設の更新経費を試算によると、今後 40 年間の更新経費総額は約 9,057 億円となり、1 年あたりの更新経費は約 227 億円になると見込まれる。

また、過去 5 年間の更新経費の平均約 155 億円と比較すると、今後 1 年あたりの更新経費では約 72 億円、40 年間の累計では約 2,880 億円を超える更新経費の増額が必要になる。

さらに、公共施設の更新経費について、過去 5 年間の平均と今後 40 年間の平均を基に、市民一人あたりの負担額を比較すると、下図に示すとおり、40 年後には人口減少に伴い、約 2.68 倍になると見込まれる。

そのため、今後の財政負担を軽減するには、施設保有総量を縮減し、更新経費の平準化を図るなどの対策が必要となってくる。

区分	過去 5 年間 【A】	今後 40 年間 【B】	倍率【B/A】
人口	266,117 人	145,454 人	—
更新経費（平均）	155 億円	227 億円	—
1 人あたりの負担額	58,245 円	156,063 円	2.68 倍

*過去 5 年間の人口は、平成 27 年国勢調査〔速報値〕の数値を使用し、今後 40 年間の人口は、「函館市人口ビジョン〔中位推計〕」の数値を使用。

3 公有財産および物品の状況

この章では、公有財産の定義や函館市における規定の内容を確認したうえで、函館市の公有財産の状況を俯瞰し、分析する。

(1) 公有財産および物品の定義

普通地方公共団体の所有する財産は、地方自治法第237条第1項、第238条および第239条から第241条までにおいて次のように定義されている（以下の（ ）内は地方自治法の条文番号である）。

財産 (237)	公有財産 (238)	行政財産	普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産	不動産 船舶、浮さん橋、航空機 地上権、地役権、鉱業権 特許権、著作権、商標権、実用
		普通財産	行政財産以外の一切の公有財産	新案権 株式、社債、地方債および国債 出資による権利 財産の信託の受益権など (基金に属するものは除く)
	物品(239)	動産(現金、公有財産、債権および基金に属するものを除く)		
	債権(240)	金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利		
	基金(241)	条例により、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けたもの		

公用とは、地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用する庁舎・消防施設・職務住宅等をいい、公共用とは、学校・道路・公園・病院等住民が共同利用するものをいう。

(2) 公有財産および物品の位置づけ

地方財政法第8条において、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定されている。

すなわち、地方公共団体は財政の健全性を確保することにより市民生活に

資するために財産を所有しており、所有する公有財産や物品を目的に応じて最も効率的に運用すること、およびそのために適切に管理することを求められている。

(3) 公有財産および物品の管理および処分について

地方自治法上の公有財産の管理および処分は、地方自治法第238条の4および第238条の5において次のように規定され、行政財産については、地方自治法第238条の4第2項各号によると、行政財産の用途又は目的を妨げない限りにおいて、より効率的、効果的に活用できると認めた場合、国、他の地方公共団体又は政令で定める法人その他、当該行政財産の適切な管理を行う上で適当と認めた者に対して、貸し付け又は地上権等の私権の設定ができると定められている。

行政財産	貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資、信託、又は私権を設定することはできない。 但し、その用途又は目的を妨げない限度において、第238条の4第2項各号の場合、貸し付け、又は私権を設定することができ、同条第7項によりその使用を許可することができる。
普通財産	貸し付け、交換、売り払い、譲与、出資、信託又は私権を設定することができる。

函館市では、函館市財産条例、函館市財産条例施行規則および函館市会計規則において財産に関する取得および処分、管理、台帳管理の手続きを規定している。

① 取得および処分

函館市財産条例第2条において、2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地の場合 5,000㎡以上のものに限る）または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いについては、議会の議決に付すこととされ、それ以外の取得については、購入の際の支出負担行為額に応じた区分で決裁され、取得している。

また、市有地の売払いについては、普通財産売払事務取扱要綱に基づき、原則として一般競争入札により行うほか、国や地方公共団体への売払いな

どは随意契約により行っている。

取得後の登記等について、明文の規定はないが、一般の取引の対象である建物に関するもの以外の不動産の登記は速やかに行われている。

② 行政財産の目的外使用の許可

地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用の許可について主な内容は次のとおりである。

使用を許可 できる場合	直接または間接に市の事務事業の便宜となる時、または当該行政財産の機能を増進すると認めるとき。
	国、地方公共団体または公共的団体が市の事務事業に関連のある事項を処理するための施設の用に供するとき。
	水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため特に必要と認められるとき。
	災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。
	その他市長が特に必要と認めるとき。
使用期間	1年以内（更新可能）ただし、電柱または水道管等は5年以内
手 続	<p>使用の許可を受けようとする者は下記を記載した許可申請書を提出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用の許可を求めようとする行政財産の名称および所在地 ・使用面積（数量） ・使用の目的 ・使用の期間 ・上記のほか、参考となる図面等

（資料）行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理要綱

行政財産の使用料および貸付料については、函館市財産条例施行規則第10条により、次のように規定されている。（令和4年4月以降契約分）

区 分		算定基準
土 地		前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格×(4.5/100)×(1/12)
建 物		前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格×(4/100)×(1/12)＋土地の使用料または貸付料相当額
自動販売機設置に係る土地または建物	(1)屋内に設置する場合	1台につき800円
	(2)屋外に設置する場合	1台につき400円
土地、建物および自動販売機設置に係る土地または建物以外のもの		取得価格、評価額等を基準とし、耐用年数等を考慮して算出した額

③ 台帳管理

財産台帳の整理については、函館市財産条例第10条において、市長は財産台帳を備えて財産の状況を常に明らかにしなければならないとされ、各部局長は、財産の取得、売払い、所管替等があった場合は、函館市会計規則第116条第1項に基づき、その発生のつど、財産主管部長（財務部長）に通知している。

財産台帳の整理は、財務部管理課で行われており、財産の異動のつど、各部から提出される財産異動通知書に基づいて、財産台帳を整理し、函館市会計規則第117条に基づき会計管理者へ通知することとなっている。

財産異動通知書は異動のつどの提出となっているが、提出漏れを防ぐため、毎年度末に通知漏れがないか、財務部管理課から各部あてに照会し、回答を求めている。

(4) 函館市が所有する公有財産および物品の状況

本件監査対象とした「公有財産」および「物品」については、「函館市財産に関する調書」（以下、「財産に関する調書」という。）で公表されている。

「財産に関する調書」は、決算書類の付属書類のひとつで、地方自治法施行規則第16条の2において様式が定められており、掲載される項目は限定されている。

この「財産に関する調書」には、財産の価格に関する情報はないが、財産の時価や取得価格は、売却の際の指標となるものであり、財産管理上必要な情報である。

そのため、函館市では、「財産に関する調書」に掲載する項目に加え、土地及び建物に係る所管部署等や固定資産税の路線価等を参考とした価格情報などについても財産台帳として、データ管理している。

また、道路や河川などは、個別法に基づき別途管理されており、市道認定に至らない土地（いわゆる市有道路）についても、平成29年に構築したデータベースにより、町名・地番、延長、幅員および道路状況を管理している。

以下は、令和3年度の公有財産・物品・債権・基金の内訳である。

[令和3(2021)年度公有財産等の内訳]

区 分	数 量	単 位
公有財産		
土地及び建物		
公用財産	土地 1,449,591.79 建物 103,400.66	m ² m ²
公共用財産	土地 6,082,141.82 建物 967,031.06	m ² m ²
普通財産	土地 50,903,178.85 建物 63,837.15	m ² m ²
山林		
普通財産	829,099.00	m ³
動産		
公用財産	1	個

公共用財産	5,374.85	総トン
普通財産	7	基
物件	地上権 357.26 温泉権 11	m ² か所
無体財産権	11	件
有価証券	246,944,200	円
出資による権利	2,193,663,335	円
物品		
机椅子類	43	台・式
箱棚台類	119	台・式
事務用機械器具類	65	台・式
計量測定器具類	71	台・式
工作木工機械器具類	6	台
土木産業機械器具類	96	台・式・基・隻・個
電気機械器具類	101	台・式
通信用機械器具類	52	台・式・基
視聴覚機械器具類	171	台・式
研究用具類	18	台・式
標本及び模型類	18	式・艘・組・点
運動用具遊具類	163	台・基・式・組・枚
厨具類	132	台・基
暖冷房用具及び火具類	20	台・式
諸車類	220	台・式
防火用具類	71	台・着・式
医療器具類	68	台・式
雑用具類	117	台・式・基・着・組
図書類	103	点・式
動物類	2	頭
債権	3,608,195,146	円
基金	19,580,417,157	円

(*令和3年度函館市財産に関する調書より監査人が作成)

(5) 函館市が作成する固定資産台帳について

函館市の固定資産台帳については、総務省から平成27年1月公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（以下、公会計マニュアルという）に基づき作成され、そのなかで、財務書類作成要領第33項において、原則として全ての保有固定資産について評価・整備するとともに、以後継続的に、購入、無償取得、除売却、振替、減価償却等を含む増減につき記録することと規定されており、市が所有する財産について網羅的かつ正確な記録が求められている。

また、公会計マニュアルの資産評価および固定資産台帳整備の手引きにおいて、固定資産は地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産にかかる情報が不可欠であるとされている。

そのため、具体的な固定資産台帳の整備方法として、記載項目、記載対象、記載単位、取得価格、減価償却方法、耐用年数、売却可能資産および台帳更新手順等について説明されている。

公会計マニュアルに従って固定資産台帳を整備することで、将来に維持更新すべき公共施設等の状況の把握、低利用・未利用財産の把握、有効活用による経常的な収入の増加が期待できるとされている。

(6) 物品の出納について

函館市では、地方自治法に規定される物品のうち、性質または形状を変えることなく、比較的長期間にわたり使用に耐えるものならびに標本または陳列品として保管を要するもので一品の価値が1万円以上のもの（消耗品を除く。）を会計規則第99条により、備品として管理している。

さらに、備品の管理については、函館市会計規則第116条第2項で価格50万円以上の物品を重要な物品とし、同条第1項において、「部局長は、公有財産、重要な物品および債権（その年度の歳入に関するものを除く。）の異動をその発生のとど、財産主管部長に通知しなければならない。」とし、同第117条（財産の記録）では、財産台帳の整理と記録が規定されている。

これら物品出納の実務については、「物品出納事務処理要領」に基づき、整理されている。

① 物品の区分

ア 備品 1品の取得価額が10,000円以上の物品で、その性質・形状を変えることなく長期間（概ね2年以上）の使用に耐えるものとし、次のとおり区分する。

- (ア) 一般備品 1品の取得価額が50万円未満のもの
- (イ) 重要備品 1品の取得価額が50万円以上のもの
- (ウ) 集中管理等備品 一般備品のうち指示するもの

イ 消耗品等 備品以外の物品

- (ア) 消耗品
- (イ) 原材料
- (ウ) その他

[備品分類表（会計規則第99条 別表7）]

大分類		大分類	
番号	品目	番号	品目
1	机 椅子 類	12	運 動 用 具 遊 具 類
2	箱 棚 台 類	13	被 服 寝 具 類
3	事 務 用 機 械 器 具 類	14	厨 具 類
4	計 量 測 定 器 具 類	15	暖 冷 房 用 具 及 び 火 具 類
5	工 作 木 工 機 械 器 具 類	16	諸 車 類
6	土 木 産 業 機 械 器 具 類	17	防 火 用 具 類
7	電 気 機 械 器 具 類	18	医 療 機 器 類
8	通 信 用 機 械 器 具 類	19	雑 用 具 類
9	視 聴 覚 機 械 器 具 類	20	函 書 類
10	研 究 用 具 類	21	動 物 類
11	標 本 及 び 模 型 類		

② 帳簿等の記録

物品出納員は、物品の出納および保管状況について下記により帳票等を作成し、記録管理しなければならない。

ア 備品 所定の帳票等によりその出納および保管状況を記録管理しなければならない。

イ 消耗品等

(ア) 取得し、直ちに使用または消費するもの等については、帳票等による記録を要しないものとする。

(イ) 原材料等貯蔵することとなるものについては、各部局において適宜帳簿を作成し、その出納および保管状況を記録管理するものとする。

[物品の出納事務に関する帳票等]

伝票の種別	構成	伝票の保管箇所	使用目的
A号票	1. 備品カード(副) [保管替伺] 2. 備品カード	使用課等 物品出納員	一般備品の出納事務に使用する。
B号票	1. 重要備品カード(副) [保管替伺] 2. 重要備品カード 3. 重要備品出納報告票 4. 重要備品出納報告票	使用課等 物品出納員 会計部会計課 財務部管理課	重要備品の出納事務に使用する。
C号票	1. 集中管理等備品カード	物品出納員	集中管理等備品の出納事務に使用する。
D号票	1. 不要備品処理伺票 2. 不要備品処理決定通知票 3. 重要備品出納報告票 (不要備品処理報告票) 4. 重要備品出納報告票 (不要備品処理報告票)	財務部調度課 物品出納員 会計部会計課 財務部管理課	不要備品の処理に使用する。

E 号票	1. 不要物品処理伺票 2. 不要物品処理決定通知票	財務部調度課 物品出納員	備品以外の不要物品の処理に使用する。
F 号票	1. 寄付(生産・発生)物品受払伺票 2. 寄付(生産・発生)物品受払票	財務部調度課 物品出納員	購入および保管替以外の方法による物品の取得の受払手続きに使用する。
備品ラベル	一般備品用-ライトブルー 重要備品用-グリーン 集中管理等備品用-ブラック		備品に貼付表示する。

第3章 監査の結果

1 平成23年度包括外部監査の措置状況と現在の状況

当該年度における指摘事項は、土地関係18件、建物・施設関係21件、土地開発基金関係9件、土地開発公社関係4件の計52件であったが、このうち本年度の監査時点において46件については、管理方法の改善や売却の検討など何らかの措置を構じ、資産の有効活用に進んでいるところであるが、以下の6件については、10年前から改善されておらず抜本的な対策が必要と認められた。

① 元町配水場近傍地

23年報告書 No.	A-1
名称	用途未定地 元町配水場近傍地
指摘事項	<p>平成11年10月の市長公宅用地の用途廃止時の決裁書によれば、「水道局所管の元町配水場用地と隣接しており、将来的には単独利用より隣接地と一体とした水道局による利用の方が、維持管理を含めた利用効率的にも望ましい」とされている。市で利用を続けることを前提とする議論になっており、売却・貸付等の検討がされていない。また、一体管理をすることにより、どのような効用が上がるのか、具体的に示されていない。</p> <p>今回の監査における回答も、「利活用の方法が決定するまで水道局で隣接地と一体管理」とのことであった。10年以上ものあいだ、何も進展していないことが窺える。</p> <p>本件土地が所在する西部地区は、かつて函館市の中心市街地であった古い町であるが、今は、観光地として脚光を浴びている。観光は函館の主要産業である。地域経済の活性化、市民の福利向上を考えた場合、市有の遊休地としておくのが、本件土地の有効利用であるとは考えられない。</p> <p>全庁的に有効活用の方策を検討したうえで、用途がないのであれば、売却すべきである。</p>
措置の内容	<p>当該土地は、市長公宅を建設するため、元町配水場用地の一部について、企業局（水道）から有償移管したものである。</p> <p>市長公宅の用途廃止に伴い、将来的には単独利用より隣接する元町配水場用地と一体とした企業局による利用の方が、当該地域の景観保全や維持管理のうえで、効果や効率的にも望ましいと考えることから、元々所管していた企業局への移管について、協議中である。</p>

<p>現況（所管説明） （令和4年8月時点） 所管：財務部</p>	<p>将来的には単独利用より隣接する元町配水場用地と一体とした企業局による利用の方が、当該地域の景観保全や維持管理のうえで、効果や効率的にも望ましいと考えることから、指摘があった後も元々所管していた企業局への移管について継続して協議してきたところであるが、交換候補地が企業局の事業で優先利用されるなどの状況により進展がない。 現在、企業局において元町配水場用地の利用計画の見直しを行っており、配水場用地として必要なくなった場合は売却を検討する。</p>
---	--

【指摘1】

当該土地が所在する西部地区は、観光産業の面から非常に重要な地域であり、その利用方法については景観保全も含め慎重な判断が必要と思われるが、平成23年度の指摘後、10年以上が経過しても進展が無いことは市有財産の有効利用とは言い難い。

早急に有効活用に向けての検討および売却・貸付など多方面からの方策を検討すべきである。

② 不明地（住吉町3番3）

23年報告書 No.	B-1
名称	不明地 住吉町3番3
指摘事項	<p>市は市有地であることを把握していなかった。財産台帳にも、当然、記載されていない。今回の監査において、地図データベース、一般地図、財産台帳との照合の結果、市有地であることが判明した。登記簿謄本上は、平成6年2月15日付で、所有者を函館市として所有権保存と記載されている。取得の経緯、所有権の帰属を明らかにする必要がある。</p> <p>4軒ほどの家屋が建築されており、居住者がいる。空地には小型漁船がおかれている。占有者との賃貸契約は締結されていない。市の所有地であるなら、占有者への売却・貸付を交渉すべきである。</p>
措置の内容	<p>当該土地は、函館復興土地区画整理事業（施行期間 S9～S13年度）において道路用地として換地処分されたが、道路として利用されなかった土地であり、今後も市道として利用する見込みがないことから、平成6年2月に認定済の道路用地から土地を分割し、表題登記および所有権保存登記をしたものである。</p> <p>なお、当該土地には、市が管理する雨水管が埋設されており、土木部所管の雨水管路用地であることを改めて確認した。</p> <p>雨水管路用地として不要な部分については、売却、それ以外の部分については、占有物の撤去を要請するほか、必要に応じて貸付交渉を行いたい。</p>
現況（所管説明） （令和4年8月時点） 所管：財務部	<p>所管不明地の扱いのままであるため早急に整理したい。交渉しておらず、早急に対応したい。</p>

【指摘2】

当該土地については、過去に市の所有権保存登記がなされている土地であり、所管不明地の扱いのままでは、財産管理上問題である。

長期間にわたり手付かずの土地であり、売却および貸付など占有者との交渉は一朝一夕には進まないと思われるが、市有財産の有効活用の観点から早急に対策すべきである。

③ 日吉遺跡公園予定地

23年報告書 No.	F-1
名称	日吉遺跡公園予定地
指摘事項	<p>本件土地が40年間放置されている間に、周囲は一般住宅の建築が進んだ。遺跡の法律上の保存義務がないのであれば、財政難の折から、また、民間活力で土地の有効利用を進める観点から、売却すべきである。</p> <p>本件のように、判断を要する案件、様々の議論が予想される案件は、意思決定のプロセスを明確化しないと、先送りされがちになる。</p> <p>本件土地のように、遺跡として価値があるが、法定の保存義務があるわけでないなどの場合に、維持コストや機会損失（売却収入や固定資産税などの得べかりし利益）を比較衡量したうえで、保存するか、売却するか決定しなければならない。</p> <p>また、意思決定の各段階に期限を設け、その段階ごとに決定内容と根拠を公開する仕組みが必要である。</p> <p>有効活用されておらず、かつ、転用用途が明確でない不動産を洗出し、さらに、そのなかから売却すべきものを抽出するというスクリーニングの基準が不明確である。またスクリーニングが、市全体で実施されず、部局内での検討にとどまっている。</p> <p>また、遊休不動産を売却するという意思を、各部局で共有すべきである。</p>
措置の内容	<p>日吉遺跡は、埋蔵文化財として貴重な市民の財産であり、保護・保存に努めるなかで、将来的には遺跡公園として整備することが望ましいと考えており、財産台帳上の財産区分を「公園」としておりますが、現時点で整備の見通しが立っていないことから、財産区分を「その他の施設」に変更したいと考えております。</p> <p>なお、本件土地は文化財保護法に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」であり、開発行為の内容によっては、発掘調査や工事計画の変更等が必要になるなどの規制があることから、売却できる見込みは低いものと考えております。</p>
現況（所管説明） （令和4年8月時点） 所管：教育委員会	<p>本件土地については、既を取得から50年以上経過しており、周囲の一般住宅の建築も進むなど状況も変化していることから、今後の方策について検討してまいります。</p>

【指摘3】

当該土地については、公園としての利用見通しが立っていないことから財産区分を「公園」から「その他の施設」と変更したことは妥当と思われるが、現状のように長期間遊休不動産のままでは適正な財産管理とは言えず、措置内容にもあるとおり当該土地が文化財保護法に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当し、開発行為の内容によっては種々の規制があるため売却が困難であるならば、売却以外の方策により有効活用を検討すべきである。

④ 書庫（旧市立函館病院診療棟別館）

23年報告書 No.	I-1
名称	書庫（旧市立函館病院診療棟別館）
指摘事項	<p>この地区は、かつては函館市の中心街であり、市立病院には適地であったと思われる。しかし、同病院が新市街地に移転した後、本件建物は書庫とされ、10年が経過している。用途廃止された施設があるから、書庫としているにすぎないのが実態である。</p> <p>しかも、本件施設の敷地は、函館港を一望する基坂に面した14,509.29㎡の広大な土地の一部である。土地全体の有効活用を図る観点からは、書庫として使用するのが合理的とはいえない。施設の廃止を検討すべきである。</p>
措置の内容	<p>本件建物は市役所本庁舎倉庫の収蔵能力が限界に達していることから、本庁舎外の書庫として活用しているのが実態であり、平成12年度に策定した「市立函館病院跡地利用の基本方針」においても、当分の間、書庫および資料保管庫として利用することとされている。公文書とともに市立函館博物館所有の資料も本件施設に多数保管している。</p> <p>本件施設が立地する西部地区については、平成8年度に策定した「函館市社会教育施設整備基本計画」において、総合博物館の整備予定地として位置づけられ、さらに現在、基金所有の土地は、西部地区に立地する博物館や北方民俗資料館、文学館などの統合施設の建設候補地となっていることから、今後、その動向を見極めながら、本件施設の廃止や土地の効果的な活用について、関係部局と協議してまいりたい。</p>
現況（所管説明） （令和4年8月時点） 所管：総務部	<p>使用状況については措置内容と同じ。</p> <p>現在、文書管理システム等の導入を検討しており、当該システムの導入後には、文書量の大幅な軽減が見込まれることから、将来的には書庫の廃止は可能である。</p> <p>また、現在進めている（仮称）総合ミュージアムの検討にあたっては、建設地は白紙としており、現在収蔵している資料は、当該ミュージアムの完成後に移設予定である。</p>

【指摘4】（現地の外観調査実施）

当該建物については、市役所本庁舎書庫の収蔵能力の限界から本庁舎外の書庫として利用せざるを得ない状況であり、また、市立函館博物館所有の貴重な資料も保管している状況は理解できるが、現在検討中の文書管理システムを早急に導入し、ペーパーレス化を推進するとともに、書庫の廃止などの方策により広大な敷地の有効活用を検討すべきである。

⑤ 恵山賃貸住宅

23年報告書 No.	N-1
名称	貸建物 恵山賃貸住宅
指摘事項	<p>賃貸料収入が年間10百万円であるのに対し、維持費は、補修費等が約2百万円、人件費が約0.6人分として5百万円弱であり、合計7百万円程度である。したがって、運営収入は約3百万円の黒字である。</p> <p>旧恵山町時代には、売却する意向があり、入札を実施したこともある。30百万円程度で売却できれば、10年分の黒字に相当する。改めて、売却を検討すべきである。</p>
措置の内容	<p>恵山賃貸住宅につきましては、平成23年度に改修工事も終了しており、今後は当該物件の資産価値の評価調査等を行い、売却にむけて具体的に検討をしてまいります。</p>
<p>現況（所管説明）</p> <p>（令和4年8月時点）</p> <p>所管：恵山支所</p>	<p>現在、平成23年度当時より入居者が減少し24戸中17戸の入居となっており、年間賃貸料収入は約7百万円で、当時から3百万円ほど減収となっている。資産価値の評価調査は行っておらず、売却自体について再検討をしていく。</p>

【指摘5】

当該建物については、物件の資産価値の評価調査を早急に行い、現在の年間賃貸収入に対しての維持費（補修費・人件費等）および運営収支を適正に見積り、売却の適否を検討すべきである。

⑥ 旧市立病院跡地

23年報告書 No.	P-4
名称	公共用施設用地 旧市立病院跡地
指摘事項	<p>この地区は、明治・大正時代は函館の中心街であり、市立病院には適地であったが、その後、中心街は北東に移動し、同病院も平成13年に移転した。本件土地は、その後10年以上、遊休のままである。平成8年当時の総合博物館構想も立案されてから15年が経過しているが、具体的な計画はない。</p> <p>平成8年当時と今とでは、人口構成、民間経済の景気状況、国・道・市の財政状況など、環境は大きく変わってきている。</p> <p>環境変化に応じて、計画を見直し、土地の活用方法を再検討すべきであった。</p> <p>観光バスの駐車場用地として使用できる市有地は弥生町5番21など近隣に他にもある。観光用としては一等地であり、活用方法を再検討すべきである。</p> <p>近年では、PFI、PPP、定期借地権の活用など、民間の創意工夫を生かした多様な公有地有効活用の手法が開発された。一定の公共目的を追求しながら、函館市内外の民間の創意工夫・活力・資金を生かすことが可能である。</p> <p>観光用地としての有用性を考えれば、活用方法の抜本的な転換を図るべきである。</p>
措置の内容	<p>平成8年度に策定した「函館市社会教育施設整備基本計画」の中で、西部地区において総合博物館の整備が位置づけられており、さらに、平成12年度に策定した「市立函館病院跡地利用の基本方針」においては、総合博物館の建設予定地として旧市立病院跡地が位置づけられている。</p> <p>現在においても、西部地区に立地する博物館や北方民族資料館、文学館などの統合施設の建設候補地となっていることから、現行の使用形態を継続し、基金において保有を続けていく。</p>
<p>現況（所管説明）</p> <p>（令和4年8月時点）</p> <p>所管：総務部</p> <p>観光部</p> <p>土木部</p>	<p>平成25年度末に土地開発基金を廃止し、関連する部局へ所管替えを行っており、当該土地については以下のとおり管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧市立函館病院診療棟別館(720.00㎡) 総務部文書法制課 ・公共用施設用地／ペリー広場(4,665.98㎡) 観光部観光企画課 ・公共用施設用地／緑地広場(9,123.33㎡) 土木部

【指摘6】（現地の外観調査実施）

当該土地については、平成25年度末の土地開発基金の廃止により、関連部局へ所管が変わっただけであり有効活用しているとは言えない状況である。

当時の指摘事項にもあるとおり有用性を見地から活用方法を抜本的に見直すべきである。

2 公有財産

(1) 監査の実施方法

令和3年度の財産に関する調書および財産台帳を基に、当初の取得目的や現在の状況等について、財産毎に各部署に質問し、回答を得て監査した。

【参考1】

データ数は、2, 111レコード

(例) 土地は1筆毎に1カウント、建物は主構造毎に1カウント。したがって、1施設は複数財産で構成されていることが多いので、施設単位とは異なる。

【参考2】

1レコードに含まれるデータ種類は、下記のとおり。

管理区分、名称、所在地名称、地番、土地（地積）・地目名称、土地（地積）前年度末現在高、土地（地積）・決算年度中増減高、土地（地積）・決算年度末現在高、土地取得年度、土地取得事由、土地摘要

建物主構造、建物・木造（延面積）前年度末現在高、建物・木造（延面積）決算年度中増減高、建物・木造（延面積）決算年度末現在高、建物・非木造（延面積）、建物・非木造（延面積）前年度末現在高、建物・非木造（延面積）、決算年度中増減高、建物・非木造（延面積）決算年度末現在高、建物取得年度、建物取得事由、建物摘要、所管部局

(2) 個別監査の着眼点

公有財産の個別監査にあたっては、財産に関する調書の次の財産区分毎に、着眼点をおいて抽出、整理し監査した。

【財産区分】

- ① 土地及び建物
- ② 山林
- ③ 動産
- ④ 物権
- ⑤ 無体財産権
- ⑥ 有価証券、出資による権利

【着眼点】

① 土地及び建物

ア 名称に「もと」、「旧」が付く財産を抽出した結果、102レコードあり、下記を確認して監査した。

- a 当初の取得の理由
- b 廃止理由
- c 現在の状況
- d 今後の利用や売却の方向性（決定事項や協議状況）

イ 名称が「貸建物・貸地・貸付予定地」となっている財産を抽出した結果、184レコードあり、下記を確認して監査した。

- a 貸付に関する契約書
- b 貸付価格の算定方法
- c 料金改定について
- d 「貸付予定地」は取得から現在、貸付予定に至るまでの経緯
- e 貸付用途等の内容

ウ 近年（令和2年または、令和3年）取得した財産を抽出した結果28レコードあり、下記を確認して監査した。

- a 取得の経緯
- b 契約書類等

エ 摘要欄において「借上地」となっている財産を抽出した結果、25レコードあり、下記を確認して監査した。

- a 契約書
- b 借上価格の算定方法
- c 料金改定について
- d 借上げに至るまでの経緯
- e 借上の用途等の内容

オ 令和3年度において、地積増減があった（理由「回復」を除く）財産を抽出した結果、49レコードあり、下記を確認して監査した。

- a 増減理由や内容等
- b 契約があるものは契約書

② 山林

防災地域等に該当するものを抽出し、その防災関係での取り組みや状況

③ 動産

a 行政財産

船舶について、これまで存続等に関し検討することとされており、令和3年度末時点での「状況」や「今後の方針等」

b 普通財産

(a) 2番浮標と3番浮標の廃棄理由等がわかる資料と、新たに設置しなかった理由がわかる資料

(b) もと2号給水船の売却に関する資料

④ 物権

地上権および温泉権の全件について、場所や内容がわかる契約書等

⑤ 無体財産

1 1 財産すべての写真等付き資料等

⑥-1 有価証券

a 1 2 社すべてについて、各社の直前期末の「発行済株式数」がわかるもの（全株主がわかれば、その資料）

b 1 2 社すべてについて、各社の直前期末の全部の議決権数と函館市の議決権がわかるもの（議決権割合を確認する基礎資料）

c 「株式会社函館水産振興公社」の状況と株主としての権利行使等の状況

d 1 2 社すべてについて、会社への株主としての権利行使等の状況等（総会出席状況等を含む）

e 1 2 社すべてについて、全社の株式取得経緯等

⑥-2 出資による権利

- a 有価証券と出資金の区分を規定した資料
- b 32社すべてについて、直前期末の「発行済の出資総額」がわかるもの（全株主がわかれば、その資料）
- c 32社すべてについて、直前期末の議決権数と函館市が持つ議決権がわかるもの（議決権割合を確認する基礎資料）
- d 32社すべてについて、出資者としての関与状況等（総会出席状況等を含む）
- e 株式会社はこだて西部まちづく Re-Design に、令和3年に出資した際の経緯
- f 上記eのほか31社の出資の経緯等

(3) 財産の区分等

「財産に関する調書」の作成の基となった2,111レコードのすべてのデータにおいて、①管理部署の確定がされているか、②公有財産（「行政財産」である「公用財産」と「公共用財産」、および「普通財産」）の区分が行われているか確認するとともに、その区分について適正か監査した。

(4) 公有財産の監査内容

① 土地及び建物

ア もと〇〇、旧〇〇の施設等

【指摘7】物品等の保管にかかる仕組みの構築

物品等の保管場所として、使用している施設が相当あった。保管施設が必要なことは理解するが、現状は各部局の判断で利用がなされていると思われる。市全体として、物品等の保管に必要な施設規模や場所を定め、各部局に割り当てるなど、保管の仕組みを検討すべきである。

◇物品等を保管している施設一覧

・もとさくら保育園、もとのばら保育園、もとリサイクル機器堀川保管庫、もと元町書庫、もと古川出張所、もと古武井小学校、もと戸井西小学校、もと新浜町会館、もと深堀保育園、もと島泊会館、もと函館恵山高等学校、もと万年橋幼稚園、旧東消防署南茅部支署、旧縫製工場

【意見1】売却の推進

老朽化を理由に用途廃止した施設については、他に転用する方策が無ければ、危険度などを勘案し、順次、解体から売却等に向けた方針を決定すべきである。

◇解体予定、解体済み施設一覧

- ・もとさわやかトイレ
- ・もと鎌歌小学校
- ・もと元村会館
- ・もと栽培漁業研究研修施設
- ・もと市営住宅小安町団地
- ・もと商工会館
- ・もと双見会館
- ・もと東消防署戸井出張所
- ・もと東消防署戸井出張所職務住宅
- ・もと東消防署楳法華出張所職務住宅
- ・もと東消防署南茅部支署職務住宅
- ・もと楳法華消防団本部器具置場
- ・もと白井川会館
- ・もと発電装置敷地
- ・もと尾札部漁港副港展望施設
- ・もと木直小学校
- ・もと凌雲中学校
- ・旧岩戸飲料水供給施設
- ・旧恵山高等学校

【意見2】廃校校舎の有効活用

廃校校舎の一部を利用し、文化財関係資料を保管している施設があった。校舎の解体は、多額の費用がかかるため解体待ちの状態が続くことから、文化財関係資料の保管以外の有効活用策の検討が望まれる。

◇文化財を保管している廃校校舎一覧

- ・もと古武井小学校、もと函館恵山高等高校、もと戸井西小学校

イ 貸建物・貸地・貸付予定地

【指摘 8】 貸付料の無償または有償の整理

土地または建物の無償貸付を有償にできないか検討すべきである。
特に保育園、認定こども園に対する貸付では無償、有償が混在しており、公平性の観点から、再点検すべきである。

◇無償の貸建物・貸地

・クリニック、記念碑、町会館、漁業協同組合、テレビ電波受信施設などの使用のため30筆あった。

◇保育園、認定こども園の有償、無償貸付

・花園町44番13のうち	土地：有償	建物：無償
・桔梗3丁目303番25外1筆	土地：無償、	建物：無償
・亀田港町417番52	土地：無償、	建物：無償
・美原1丁目213番18	土地：有償	
・石川町39番8外1筆	土地：有償	
・鍛冶1丁目1番13外1筆	土地：有償	
・深堀町164番66のうち外2筆	土地：有償	
・赤川町161番2外1筆	土地：有償	
・港町1丁目25番1	土地：有償	
・大川町1番6のうち、1番14	土地：無償	
・駒場町25番67	土地：無償	
・日吉町4丁目77番129	土地：無償	
・上湯川町16番3外1筆	土地：有償	
・亀田本町32番433	土地：無償	
・川汲町1601番1	土地：有償	

【意見 3】 契約のあり方

(ア) 地役権の設定の検討

送電線下の敷地について、地役権を設定する選択肢の検討を行うべきである。

◇送電線の貸地

・送電線の使用のため25筆あった。

(イ) 契約期間の終期への対応

平成19年度に住宅用敷地等として、貸付している契約の見直しを行い、平成19年度を始期とし30年間としたが、平成19年度以前より貸付している場合は、普通借地権の存続期間30年を踏まえ、当初の契約時点から起算すべきであった。

平成19年4月1日以降の契約では、契約期間の満了となる令和19年3月31日の時点で事務が集中することから対応できるよう留意する必要がある。

◇契約期間の終期が令和19年3月31日のもの

- ・277筆あった。

(ウ) 契約期間の見直し

借地借家法上の建物に該当する場合、30年間の普通借地権が存続することから、これより短期間で締結している契約について、更新の際に年数の設定期間を再検討すべきである。

(エ) 自動更新条項のある契約

契約の更新時は、貸付の継続の可否や減免の必要性などを検討し直す機会となることから、自動更新時期の前の手続として、契約の相手先から更新を申し出てもらうことや、自動更新条項そのものを見直すなど、検討が望まれる。

(オ) 契約書の表記の見直し

貸建物にかかる建物貸借契約書について、土地の記載があることから、他に同様の契約がないか点検し、表記の統一化を図るべきである。

- ・日浦町144番1外1筆
- ・恵山町450番2のうち
- ・柏野町99番85のうち

【指摘9】財産台帳と契約書で貸地面積の相違是正

以下の貸地の面積について、財産台帳と契約書に違いがある。

- ・豊崎町 209 番 1

【意見4】貸付、売却の検討

狭小地、崖地等を除き従前貸し付けした実績があり、現在、返地されたものについて、現在でもなお利用価値のある土地の選別を行うほか、隣地の所有者と折衝するなどし、貸付や売却の可能性を検討すべきである。

また、現在、貸し付けている土地の周囲地についても一体で貸し付けるまたは売却の可能性を検討すべきである。

◇貸付・売却の可能性を検討すべき土地、建物

- ・海岸町 7 番 1
- ・大縄町 80 番 8
- ・田家町 19 番 60 外 7 筆
- ・北斗市七重浜 7 丁目 164 番 3 のうち外 1 筆
- ・本町 37 番 2
- ・志海苔町 300 番 1 のうち
- ・高岱町 68 番 1 のうち
- ・女那川町 176 番 5 のうち
- ・新八幡町 76 番 2
- ・大町 3 番 17 外 1 筆

【意見5】名称の見直しの検討

土地の一部を貸し付けしているもので、貸地または用途未定地等としてあるものがあるので、解体し更地となった場合は原則用途未定地とし、現に貸し付けをしている土地は貸地、建物を含む場合は貸建物、貸し付ける可能性のあるものは貸付予定地と定義されているが、その定義に基づき整理されているか再点検が望まれる。

また、一時的な貸し付けであったものが常態化しているものや、長期貸し付けしている場合であっても貸地としていないものについて、貸地とするなどの検討が望まれる。

◇一部貸付しているが貸地とせず、もと〇〇または、旧〇〇としているもの

- ・もと見日会館
- ・もと黒鷲会館
- ・もと汐首小学校
- ・もと東消防署恵山出張所
- ・旧牧場

◇一部貸付しているが貸地とせず、用途未定地としているもの

- ・中浜町 74 番 1 のうち 東商工会ほか
- ・柏野町 117 番 168 株式会社レノバ
- ・新八幡町 76 番 1 ほか 1 筆 生活道路
- ・豊崎町 209 番 96 のうち外 1 筆 残土の仮置き場等 開発？
- ・昭和 2 丁目 179 番 23 貸付常態化であれば
- ・海岸町 56 番 1 外 14 筆 作業ヤード、仮事務所など

◇一時的または長期貸付しているが貸地とせず、もと〇〇または旧〇〇等としているもの

- ・もと外航船船客船員待合所
- ・旧恵山保育所
- ・旧函館検疫所台町措置場
- ・函館駅前市有地等整備事業用地

ウ 近年取得した財産
指摘・意見なし

エ 借上地

【意見 6】 契約のあり方

市の保有する財産を貸す場合は、30年間としているものが多いが、借り上げの契約では20年間としているものがあるほか、自動更新規定の取扱も含め、見直しの検討が望まれる。

オ 令和3年度中に地積増減があった財産
指摘・意見なし

② 山林
指摘・意見なし

③ 動産
指摘・意見なし

④ 物権

ア 地上権

【指摘 10】 契約書が存在しない

美原3丁目183番338・339地上権設定にかかる契約書が存在しないものがある。

イ 温泉権

【指摘 11】 温泉権に関する書類が存在しない

ふれあい湯遊館で使用する温泉権に関する書類が存在しない。

⑤ 無体財産

ア 著作権

指摘・意見なし

イ 商標権

【意見 7】 中空土偶の活用

キャラクターのリニューアルなどにより函館市アピールのために活用されたい。所管課で活用案が無い場合、所管替えにより活用策を検討すべき。

⑥ 有価証券及び出資による権利

【指摘 12】 出資の必要性の再点検

株式会社に市が出資するのは、何らかの政策目的の実現を図ろうとするもので、市が保有する有価証券は民間企業が行う投資とは異なり、利益を目的として保有されるものではない。よって、市の政策との関係で、出資の効果を再点検することが必要である。また、過去5年間出資している全ての株主総会において、株主として発言記録がないことも踏まえ、経営等の状況が軌道に乗っているのであれば、出資の引き揚げを検討すべきである。

⑦ 財産の管理部署や財産の区分について

指摘・意見なし

3 物品

(1) 監査の実施方法

物品に関する出納事務処理が要領等に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、回答を得て監査した。

また、物品に関する財務書類の作成が統一的な基準に準拠しているか関係書類を閲覧し、必要に応じて担当者への質問等を行い、回答を得て監査した。

(2) 物品の監査内容

① 固定資産台帳の物品の取得価額および減価償却累計額の部局別一覧

固定資産台帳の物品における部局別内訳は、次のとおりである。なお物品は函館市会計規則第116条第2項に定める1品の取得価額が50万円以上のものと同一である。

[固定資産台帳の物品の取得価額および減価償却累計額の部局別一覧(令和2年度 一般会計等)]

(単位：円)

	所管部局	件数	取得価額計	減価償却 累計額計	期末簿価計
1	企画部	32	95,936,476	62,607,095	33,329,381
2	総務部	35	129,341,929	92,615,253	36,726,676
3	人事課	1	146,340,000	117,072,000	29,268,000
4	財務部	5	6,140,000	3,156,798	2,983,202
5	競輪事業部	2	1,600,000	0	1,600,000
6	市民部	35	35,401,276	27,785,429	7,615,847
7	保健福祉部	211	529,651,568	481,721,194	47,930,374
8	保健福祉部生活支援第1課	1	14,990,400	2,998,080	11,992,320
9	環境部	138	563,736,382	559,500,219	4,236,163
10	子ども未来部	7	8,077,147	7,203,766	873,381
11	経済部	25	138,518,450	61,658,469	76,859,981
12	観光部	15	19,221,184	15,257,327	3,963,857
13	農林水産部	26	200,546,340	194,317,694	6,228,646

14	土木部	85	218,185,423	216,269,761	1,915,662
15	都市建設部	27	151,056,300	10,576,648	140,479,652
16	港湾空港部	14	659,945,040	534,533,022	125,412,018
17	会計部	1	13,629,600	5,451,840	8,177,760
18	戸井支所	34	189,349,133	170,382,309	18,966,824
19	恵山支所	22	395,539,100	376,224,676	19,314,424
20	榎法華支所	31	218,891,061	199,796,995	19,094,066
21	南茅部支所	49	383,261,936	343,860,498	39,401,438
22	議会事務局	5	10,863,940	10,863,935	5
23	教育委員会	594	1,026,793,596	796,087,848	230,705,748
24	教) 学校教育部保健給食課	1	14,990,400	2,998,080	11,992,320
25	戸井教育事務所	16	25,578,091	25,578,077	14
26	恵山教育事務所	9	21,731,749	21,731,741	8
27	榎法華教育事務所	3	3,573,000	3,572,997	3
28	南茅部教育事務所	41	51,073,784	51,073,744	40
29	選挙管理委員会	18	27,966,430	27,128,656	837,774
30	消防本部	267	3,324,105,232	2,749,595,270	574,509,962
	(指摘 13)				
	合計	1,750	8,626,034,967	7,171,619,421	1,454,415,546

【指摘 13】

期末簿価では同額であるが、令和2年度の一般会計等における固定資産台帳の取得価額合計が前述（P23）「一般会計等貸借対照表」の物品の額8,524百万円より102百万円多く、減価償却累計額の合計は同貸借対照表の減価償却累計額7,069百万円より102百万円多い。

函館市は、市民に対しては償却資産（固定資産税）申告の手引きにおいて、適正な課税に資するため、固定資産台帳の提出をお願いしている現状である。（参考参照）

納税者は適正な申告をするため、正しい固定資産台帳を作成し、申告書に添付しており、函館市においても貸借対照表と固定資産台帳の一致を確認する必要がある。

納税者が申告書の作成を依頼している税理士事務所では、固定資産

台帳を作成すれば仕訳を自動作成し正しい貸借対照表を作成する申告書・決算書作成システムを一般的に使用しているのに、函館市においても財務諸表の作成は地方公会計システムを利用しているが、省力化とミスの軽減のため、より進んだオートメーション化を検討すべきである。

(参考)

国税資料添付のお願い

適正な課税に資するため、事業をされている方がお持ちの資産内容が分かる「減価償却資産明細書」や「固定資産税台帳」などの書類の写しの提出をお願いしています。

資産内容とは、資産名称・取得年・取得価額・耐用年数・数量で、函館市内に所在する建物、車両などのすべての減価償却資産が記載されているものです。

地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類の閲覧を税務署において行っています。閲覧した書類の内容と、函館市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますので、ご協力お願いいたします。

② 財産に関する調書のうち固定資産台帳に未計上の重要備品

令和3年度における一般会計等の財産に関する調書のうち、固定資産台帳に未計上の重要備品は次表のとおりである。

[財産に関する調書のうち固定資産台帳に未計上の重要備品]

(単位：円)

No.	資産名称	取得年度	取得価額	当初取得理由
1	書棚	昭57	500,000	購入
2	書棚	昭57	500,000	購入
3	書棚	昭57	500,000	購入

4	絵画「北辺の詩」	昭 57	2,000,000	寄付
5	番号交付機	平 27	540,000	購入
6	番号交付機	平 27	540,000	購入
7	着ぐるみ(熊のコロタン)	平 27	745,200	購入
8	番号交付機	平 27	540,000	購入
9	騒音振動レベル処理機	昭 60	837,000	購入
10	屋内カードリーダー	平 27	708,480	購入
11	高圧引込用賦課開閉器	平 27	734,400	購入
12	パッケージエアコン	平 27	1,009,800	購入
13	パッケージエアコン	平 27	1,009,800	購入
14	パッケージエアコン	平 27	648,000	購入
15	簡易型水温モニタリングシステム	平 27	864,000	購入
16	簡易型水温モニタリングシステム	平 27	864,000	購入
17	流速・流向計	平 27	1,080,000	購入
18	流速・流向計	平 27	1,080,000	購入
19	塩分計	平 27	1,026,000	購入
20	塩分計	平 27	1,026,000	購入
21	受水槽付加圧ポンプ	平 28	842,400	購入
22	真空式給油ボイラー	平 28	5,497,200	購入
23	リーチスタッカ	平 28	75,168,000	購入
24	油絵「港展望」	昭 57	800,000	購入
25	ストレッチャー	平 27	699,840	購入
26	絵画「中世の婦人」	平 3	800,000	寄付
27	絵画「防災カップ」	平 12	1,000,000	寄付
28	絵画「流水原の詩」	昭 57	2,000,000	寄付
29	読取分類器増設ユニット	平 27	799,200	購入

30	投票用紙枚数計数機	平 27	514,080	購入
31	読取分類器増設ユニット	平 27	799,200	購入
32	期日前投票所用テント	平 26	928,800	購入(更正)
33	移動式通信用整流装置	平 16	1,902,600	購入
34	移動式通信用送受信増幅装置	平 16	12,264,746	購入
35	移動式通信用分電盤	平 16	1,155,000	購入
36	無線変調・試験装置	平 16	17,774,641	購入
37	ガスブローアー	平 16	750,000	購入
38	投入用ポンプ	平 16	504,700	購入
39	万能投影機	平 16	1,896,300	購入
40	冷凍冷蔵庫	平 27	1,020,600	購入
41	恒温高温冷蔵コールドテーブル	平 27	653,400	購入
42	ガス式衣類乾燥機	平 27	794,880	購入
43	普通乗合自動車	平 27	10,000,000	購入
44	小型乗用自動車	平 27	650,000	購入
45	絵画「南茅部町のこんぶ漁」	平 16	2,000,000	寄付
46	絵画「南茅部町の大謀網」	平 16	1,500,000	寄付
47	円卓	平 16	630,000	購入
48	グランドピアノ	平 27	1,285,200	寄付
49	シームレスマトリックススイッチャー	平 28	518,400	購入
50	観光案内所カウンターシステム	平 27	2,808,000	購入
51	観光案内所カウンターシステム	平 27	3,564,000	購入
52	電気陶芸窯	平 14	997,500	購入
53	マイクロプレートリーダー	平 27	685,800	購入
54	スイングサポートシステム	平 27	594,000	購入
55	リフト付きワゴン車	平 19	4,586,835	寄付

56	自動血球計数機 CRP 測定装置	平 16	3,000,000	購入
57	生体情報モニタ	平 27	540,000	購入
58	陰圧キャリングヘッド	平 27	2,192,400	購入
59	車椅子型アイソレータ	平 27	664,000	購入
60	書「渾」	昭 56	500,000	寄付
61	油絵「恩（紅さびた F130 号）」	平 14	1,500,000	寄付
62	スプリングレーキ	平 27	626,400	購入
63	自転車置場	平 27	1,090,800	購入
64	倉庫	平 27	2,260,440	購入
65	油絵「成増の秋」	昭 57	1,000,000	寄付
66	絵画（油絵）「白い板壁の坂」	平 3	500,000	寄付
67	ブロンズ像「詩人長谷川四郎氏の肖像」	平 4	500,000	寄付
68	絵画「開拓地」	平元	1,800,000	寄付
69	絵画「湖畔の家」	平元	1,800,000	寄付
70	食器消毒保管庫	平 27	1,026,000	購入
71	ガス回転釜	平 27	614,520	購入
72	食器洗浄機	平 27	2,570,400	購入
73	垂直式救助袋	平 27	756,000	購入
74	垂直式救助袋	平 27	756,000	購入
75	垂直式救助袋	平 27	756,000	購入
76	ガス式スチームコンベクションオーブン	平 27	4,914,000	購入
77	食器消毒保管庫	平 27	1,911,600	購入
78	ピアノ	昭 57	530,000	購入
79	ガス式スチームコンベクションオーブン	平 27	4,082,400	購入
80	ガス回転釜	平 27	614,520	購入
81	物置	平 27	504,133	購入

82	食器消毒保管庫	平 27	1,090,800	購入
83	垂直式救助袋	平 27	810,000	購入
84	70 インチ液晶一体型電子黒板	平 27	993,600	購入
85	ビブラフォン	平 27	583,200	購入
86	食器洗浄機	平 27	2,268,000	購入
87	ピアノ	昭 56	780,000	購入
88	バスクラリネット	平 27	518,400	購入
89	液晶プロジェクター	平 26	740,000	購入
90	電動スクリーン	平 26	546,000	購入
91	絵画「漁港の朝」	平 17	750,000	寄付
92	絵画「青い花瓶の薔薇」	平 18	600,000	寄付
93	複写機	昭 57	550,000	購入
94	絵画「LaMediterranee」	平 17	1,800,000	寄付
95	絵画「北洋母船鵬洋丸」	平 3	500,000	寄付
96	書「臥半眼雲」	平 6	500,000	寄付
97	油絵「蚊やり火」	昭 61	600,000	寄付
98	タッチプレート	平 28	585,360	購入
99	タッチプレート収納台車	平 27	885,600	購入
100	競泳用自動審判計時システム	平 9	3,013,500	購入
101	油絵「昼の街」	平元	500,000	寄付
102	誘導支援設備機器	平 27	648,000	購入
103	ベンチスタンド	平 27	527,040	購入
104	ITV 装置	昭 49	8,600,000	購入
105	チェストプレス	平 27	909,360	購入
106	体操得点表示機	昭 49	792,000	購入
107	オーバーヘッドプレス	平 27	909,360	購入

108	フライ/リアデルト	平 27	974,160	購入
109	助走路	昭 49	571,000	購入
110	プルダウン	平 27	909,360	購入
111	盲人用バスケット装置	昭 49	749,000	購入
112	アームカール	平 27	805,680	購入
113	レッグプレス	平 27	1,246,320	購入
114	シーティドレッグカール	平 27	941,760	購入
115	レッグプレスエクステンション	平 27	941,760	購入
116	豊寄せ金具および枠	昭 49	555,000	購入
117	ヒップアブダクション	平 27	831,600	購入
118	自動切符販売機	昭 49	965,000	購入
119	トーンローテーション	平 27	909,360	購入
120	アブドミナル	平 27	805,680	購入
121	体操用床	昭 50	750,000	購入
122	バックエクステンション	平 27	941,760	購入
123	助走路	昭 50	571,800	購入
124	ファンクショナルトレーナー	平 27	1,490,400	購入
125	ポータブル体成分分析装置	平 27	615,600	購入
126	プラットフォーム	平 27	880,416	購入
127	バスケットボールファウル表示装置	平 27	572,400	購入
128	バスケットボールファウル表示装置	平 27	572,400	購入
129	バスケットボールファウル表示装置	平 27	572,400	購入
130	バスケットボールファウル表示装置	平 27	572,400	購入
131	大型掛図スクリーン	平 27	1,000,000	購入
132	バスケットゴール用セッティングゲージ	平 27	853,200	購入
133	防球ネット	平 27	753,300	購入

134	防球ネット	平 27	753,300	購入
135	平行棒用着地マット	平 27	1,900,000	寄付
136	平均台用着地マット	平 27	2,500,000	寄付
137	あん馬用着地マット	平 27	670,000	寄付
138	段違い平行棒着地マット	平 27	1,600,000	寄付
139	鉄棒用着地マット	平 27	1,500,000	寄付
140	プラットフォーム（増設分）	平 27	907,200	購入
141	高性能プロジェクター	平 27	991,440	購入
142	つり輪用着地マット	平 27	777,600	購入
143	跳馬用着地マット	平 27	1,284,120	購入
144	女子跳馬用着地マット	平 27	1,253,880	購入
145	舞台装置吊り下げトラス	平 27	6,307,200	購入
146	書「一気呵成」	平 28	1,000,000	寄付
147	油絵「薔薇」	平 10	1,000,000	寄付
148	ラグビーゴール	平 27	966,600	購入
149	ラグビーゴール	平 27	966,600	購入
150	移動式サッカーゴール	平 27	599,400	購入
151	移動式サッカーゴール	平 27	599,400	購入
152	絵画「オリヅルランと林檎とマスカット」	平 19	500,000	寄付
153	絵画「小菊」	平 19	500,000	寄付
154	書「はこだて賛歌」	平 20	500,000	寄付
155	舞台照明設備	平 27	15,714,000	購入
156	食品消毒保管庫	平 28	1,447,200	購入

総合計	156 件	308,737,531	指摘 14
-----	-------	-------------	--------------

【指摘14】 財産に関する調書と固定資産台帳との突合

平成28年度に固定資産台帳が整備されてから5年が経過している。令和2年度においても、当初取得理由が寄付により取得した重要備品だけではなく、購入により取得した重要備品についても固定資産台帳に未計上のものが、上記②のように散見される。

各部局所管財産の異動については、函館市会計規則第116条第1項の規定に基づき、その発生の都度、財産主管部長に通知しなければならないことになっているが、財務部長が毎会計年度末に財産異動通知書の提出を各部局長に促し、財産に関する調書の内容を適正なものにしている。

しかし、財産に関する調書と固定資産台帳との突合を行っていないため、上記②のように取得価格合計約3億8百万円の未計上の重要備品が存在しているため、財産に関する調書と固定資産台帳との突合を行うべきである。

【指摘15】 行政コストの計算書の物件費等の再確認

行政コスト計算書における物件費は、職員旅行、委託料、消耗品や備品購入費といった消耗的性質の経費であって、資産計上されないものをいう。総勘定元帳を確認したところ、本来は資産計上されるべきワークステーション一式71万円5千円について、物件費で計上されていた。

③ 物品の総勘定元帳

令和元年度および令和2年度における物品勘定の総勘定元帳の一部抜粋は、次のとおりである。

総勘定元帳 令和元年度 (2019/4/1～2020/3/31)

BS-802001-物品

(単位：円)

日付	摘要	相手 科目名	借方	貸方	残高	摘要
2019/4/1	資産データ取込「財産 番号：物品-01875，財 産枝番 0、資産履歴 No1、資産名称：絵画 「赤いカスベ」」	寄付増	1,500,000	0	8,223,327,755	指摘 16
2019/4/1	資産データ取込「財産 番号：物品-01876，財 産枝番 0、資産履歴 No1、資産名称：絵画 「水門のある風景」」	寄付増	1,000,000	0	8,224,327,755	指摘 16
2019/4/1	資産データ取込「財産 番号：物品-01877，財 産枝番 0、資産履歴 No1、資産名称：絵画 「エイ」」	寄付増	1,500,000	0	8,225,827,755	指摘 16
2019/4/1	資産データ取込「財産 番号：物品-01878，財 産枝番 0、資産履歴 No1、資産名称：絵画 「白い家」」	寄付増	1,000,000	0	8,226,827,755	指摘 16
2019/4/1	資産データ取込「財産 番号：物品-01879，財 産枝番 0、資産履歴 No1、資産名称：絵画 「赤い水門」」	寄付増	600,000	0	8,227,427,755	指摘 16

総勘定元帳 令和2年度 (2020/4/1~2021/3/31)

BS-802001-物品

(単位：円)

日付	摘要	相手科目名	借方	貸方	残高	摘要
2004/12/1	資産データ取込 「財産番号：物品-01962，財産枝番0、資産履歴No1、資産名称：ワイヤレスインターカムシステム」	調査判明	526,680	0	8,304,759,763	指摘 17
2019/2/22	資産データ取込 「財産番号：物品-01957，財産枝番0、資産履歴No1、資産名称：ガス式スチームコンベクションオープン」	調査判明	4,708,800	0	8,309,468,563	指摘 17
2019/9/6	資産データ取込 「財産番号：物品-01958，財産枝番0、資産履歴No1、資産名称：牛乳保冷庫」	調査判明	679,320	0	8,310,147,883	指摘 17
2020/3/9	資産データ取込 「財産番号：物品-01955，財産枝番0、資産履歴No1、資産名称：投票用紙計数機」	調査判明	523,600	0	8,310,671,483	指摘 17
2020/3/9	資産データ取込 「財産番号：物品-01956，財産枝番0、資産履歴No1、資産名称：投票用紙計数機」	調査判明	523,600	0	8,311,195,083	指摘 17
2020/3/21	資産データ取込 「財産番号：物品-01954，財産枝番0、資産履歴No1、資産名称：展示パネル一式」	調査判明	715,000	0	8,311,910,083	指摘 17
2020/3/31	資産データ取込 「財産番号：物品-01996，財産枝番0、資産履歴No1、資産名称：学齢簿・就学援助システム一式」	その他 (固定負債)	14,990,400	0	8,326,900,483	指摘 17

【指摘16】 相手科目名の誤り

令和元年度における総勘定元帳の4月1日相手科目「寄付増」の5件については、財産に関する調書においてはいずれも平成30年度の取得になっている。

したがって、実際に令和元年度に寄付を受け入れた際に使用する「寄付増」ではなく、正しくは過年度における経理誤りを訂正する際に使用する「調査判明」を相手科目とすべきである。

【指摘17】 日付欄の過年度日付

令和2年度（2020年4月1日～2021年3月31日）における総勘定元帳欄の日付に過年度の日付が記入されている。これは実際の取引発生であり、本来は摘要に記載すべき内容の項目である。

したがって、日付には事実が判明して帳簿に記載する日を記入し、実際の取引発生日は摘要に記載すべきである。

また、民間の企業会計において一般的に使用されている会計ソフトでは、日付には当該会計年度以外の日付を入力するとエラーとなり、そもそも入力できなくなっている。正しい帳簿を作成するために、システム化を検討すべきである。

④ 重要備品の現地調査および美術品評価

ア 重要備品の現地調査

令和5年1月11日に市役所本庁舎に所在する次表の重要備品68件の現地調査を行った。

[令和4年度包括外部監査の備品確認について]

取得理由	所管部局	品名	車名・形式・構造	当初取得価額(円)	当初取得年月日	巡回順
所属替	教育委員会	油絵「東利尻富士」		2,700,000	S60.9.20	1
所属替	教育委員会	彫刻「道標」	自作工芸作品 折原久左エ門 作	8,000,000	H4.1.14	2
所属替	教育委員会	絵画(油絵) 「白い板壁の坂」	金子幸正 作	500,000	H3.9.27	3
寄付	教育委員会	展示ケース	底辺70cm×70cm、高さ160cm、キャスター付き	706,387	H20.7.14	4

寄付	教育委員会	国宝「土偶」複製品	高さ 41.5 cm、幅 20.1 cm	1,293,613	H20.7.14	5
所属替	経済部	陳列ケース		2,600,000	S57.12.17	6
寄付	会計部	油絵「港展望」	金子幸正 作 P20号	800,000	S57.12.17	7
購入	総務部	防災無線設備	(MCAデジタル無線装置)一式	11,130,000	H21.8.31	8
購入	総務部	防災無線設備	(MCAデジタル無線装置)一式	15,540,000	H22.9.28	9
購入	総務部	全国瞬時警報システム機器	一式	1,564,500	H23.3.22	10
購入	総務部	防災用衛星電話	イリジウム 9555 9セット外	5,722,500	H23.3.29	11
購入	総務部	全国瞬時警報システム自動起動装置	一式	15,592,500	H26.3.17	12
寄付	総務部	彫刻「N嬢像」	朝倉響子 作	2,000,000	S57.9.2	13
購入	総務部	赤外線会議システム	一式(TOA製)	9,867,000	R2.7.9	14
寄付	総務部	絵画「北辺の詩」	高橋茂(一陽会会員) F80号	2,000,000	S57.9.18	15
更正(購入)	総務部	人事・給与システム	ハードウェア一式 システムパッケージ一式	146,340,000	H29.2.28	16
購入	総務部	電動式移動書架	日本ファイリング 電動式	11,480,000	S57.12.17	17
購入	総務部	手動式移動書架	エレコンパック 手動式	1,101,000	S57.12.17	18
購入	総務部	長椅子	9人掛け 円形	1,600,000	S57.12.17	19
購入	総務部	タイムカプセル	清本鉄工 KCC-1型	1,957,000	H4.10.1	20
寄付	土木部	経緯度標		1,300,000	H2.6.3	21
購入	総務部	電動式移動書架および固定式書架	一式	3,549,000	H23.3.23	22
購入	総務部	電動式移動書架		4,042,500	H23.3.22	23
購入	総務部	手動式移動書架	エレコンパック ハンドル式	1,365,000	S57.12.17	24
購入	総務部	普通乗用自動車	トヨタクラウンロイヤルサルーン	5,145,000	H16.6.1	25
寄付	総務部	普通乗用自動車	トヨタプリウスEX	2,498,910	H22.4.2	26
寄付	市民部	普通乗用自動車	スバルインプレッサ	1,445,000	H22.5.25	27
寄付	市民部	小型貨物自動車	トヨタライトエースバンDX	2,500,000	H31.4.15	28
寄付	観光部	小型乗用自動車	トヨタエスクァイア	3,270,000	H30.7.20	29
購入	土木部	小型貨物自動車	トヨタカローラバンGG-AE109V	1,328,250	H11.6.28	30

購入	土木部	道路作業車	(小型特殊自動車)トヨタカローラバンGG-AE109V	1,774,500	H12.6.22	31
購入	土木部	小型貨物自動車	トヨタカローラバン	1,396,500	H14.6.6	32
購入	土木部	小型貨物自動車	トヨタカローラバン	1,396,500	H14.8.5	33
購入	土木部	小型貨物自動車	トヨタプロボックス	1,407,000	H15.7.10	34
購入	土木部	小型貨物自動車	三菱ランサーカーゴ	1,491,000	H16.6.14	35
購入	土木部	小型貨物自動車	ホンダパートナーバン	1,491,000	H17.5.31	36
購入	議会事務局	執務机	議長室用W2000×D850(1650)×H720mm	600,000	S57.12.17	37
購入	議会事務局	執務机	副議長室用W2000×D850(1650)×H720mm	600,000	S57.12.17	38
購入	議会事務局	委員出席表示板	幅170×高75cm	560,000	S57.12.17	39
寄付	議会事務局	絵画「流水原の詩」	高橋茂作 F80号(一陽会会員)	2,000,000	S57.10.20	40
購入	財務部	手動式移動書架	固定, 可動(2列4連6段)	2,568,800	S57.12.17	41
購入	財務部	自動釣銭機	東芝テック VT-330	904,000	R3.2.26	42
購入	財務部	受付カード発行システム	PCM-1000A	550,000	R4.3.31	43
購入	市民部	手動式移動書架	日本ファイリング F470	1,086,000	S57.12.17	44
購入	市民部	オートスタンプ認証複合器	PC-10A	658,170	H7.9.18	45
購入	市民部	オートスタンプ認証複合器	ビルコン社製 PC-10A	656,250	H9.7.23	46
所属替	市民部	タイプライター	モジテック MK-40	501,900	H16.12.1	47
購入	市民部	番号交付機	PCM-1000	540,000	H27.12.25	48
購入	市民部	シュレッダー	PD-F65P-LM (株) 明光商会	544,500	R3.12.23	49
購入	市民部	ハガキ圧着機	PRESSL BEE 6512ST	1,382,400	H30.3.26	50
寄付	市民部	MSボイスコーン	RHS77	725,400	H18.4.7	51
購入	市民部	着ぐるみ(熊のコロタン)		745,200	H27.10.30	52
更正(購入)	保健福祉部	横移動収納庫一式	ビジネスセーバー基本タイプ(前列引き違い戸)1台ビジネスセーバー増速タイプ(前列引き違い戸)4台	1,188,000	H31.2.25	53
購入	保健福祉部	緊急通報センター装置用ラック	NEC製 25Uラック 長120cm 幅60cm	606,096	H29.3.11	54

購入	子ども未来部	子ども・子育て支援新制度電子システム端末	PC-VK25LANFN	534,600	H28.6.3	55
購入	子ども未来部	子ども・子育て支援新制度電子システム端末	PC-VK25LANFN	534,600	H28.6.3	56
購入	子ども未来部	入学準備給付金システム機器	デスクトップ型 PC (型番: PC-MKM31EZGACR9) ほかー式	1,870,000	R3.12.23	57
購入	港湾空港部	カードプリンター	DCJ SD260	519,750	H25.3.22	58
購入	港湾空港部	赤外線サーモグラフィカメラ	R450S 日本アビオニクス(株)製	1,216,600	R2.7.31	59
購入	港湾空港部	カメラヘッド脱着型赤外線サーモグラフィカメラ	Thermo FLEX F50 日本アビオニクス(株)製	576,950	R3.11.16	60
購入	観光部	スライド式収納2列タイプ	幅 460 cm, 高 225.6 cm, 奥行 70.8 cm	600,337	H25.3.29	61
購入	観光部	スライド式収納2列タイプ	コクヨ ビジネスセイバ SMU-H8PSSSAWN3	616,000	R2.1.24	62
購入	観光部	ハードディスク	(TeraStation8TB4ドライブ W170mm×D23mm×H215mm 約 8 kg	521,640	H29.1.6	63
購入	観光部	イカール星人着ぐるみ	本体:発泡ウレタン・発泡ポリウレタンその他, インナー:ゴム長, 発泡ウレタンその他	935,000	R4.3.31	64
購入	選管事務局	不在者投票管理システムサーバー		1,639,732	H26.3.25	65
所属替	総務部	書棚	1800×450×1800m/m	500,000	S57.12.17	66
所属替	総務部	会議卓子	クルミ材 7500×2400×680m/m	2,000,000	S57.12.17	67
購入	総務部	ビジネスフォン	NYC-iF シリーズ固定12台・コードレス2台・PHS5台	1,188,000	H29.3.4	68

現地調査の結果、全国瞬時警報システム機器（巡回順10）については、廃棄済みで新たな重要備品を購入しているが、財産に関する調書において未処理であることが判明した。

また、油絵「港展望」（巡回順7）および絵画「北辺の詩」（巡回順15）については、展示スペース等の関係から閲覧に供されないで保管されているため、有効活用されていないことが判明した。

イ 美術品評価

上記アの現地視察の重要備品68件のうちには、7件の美術品があるが、令和2年度における固定資産台帳のうち美術品を集計したのは、次表のとおりである。

[美術品 重要備品一覧表 (令和2年度 一般会計等)]

企画部

(単位：円)

資産名称	取得年度	取得価額	期末簿価
絵画「赤いカスベ」	平成30	1,500,000	1,500,000
絵画「水門のある風景」	平成3	1,000,000	1,000,000
絵画「エイ」	平成30	1,500,000	1,500,000
合計		4,000,000	4,000,000

総務部

資産名称	取得年度	取得価額	期末簿価
彫刻「N嬢像」	昭和57	2,000,000	2,000,000
書道作品	昭和57	1,600,000	1,600,000
合計		3,600,000	3,600,000

保健福祉部

資産名称	取得年度	取得価額	期末簿価
花瓶「菊画」	昭和45	500,000	500,000
ブロンズ像「小さなトリトン」	平成14	3,000,000	3,000,000
合計		3,500,000	3,500,000

都市建設部

資産名称	取得年度	取得価額	期末簿価
ブロンズ像「陽」	平成8	10,000,000	10,000,000
ブロンズ像「青・海・テティス」	平成11	9,975,000	9,975,000
ブロンズ像「おしゃま」	平成11	5,435,000	5,435,000
ブロンズ像「函館の妖精 夏」	平成11	2,060,000	2,060,000

ブロンズ像「函館の妖精 冬」	平成 11	2,060,000	2,060,000
ブロンズ像「記念撮影－未来への始まり－海原」	平成 14	9,999,150	9,999,150
ブロンズ像「若き星たち」	平成 14	15,960,000	15,960,000
ブロンズ像「函館の妖精 春」	平成 14	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「函館の妖精 秋」	平成 14	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「夏の記憶」	平成 15	4,999,050	4,999,050
ブロンズ像「森の風」	平成 15	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「森の光」	平成 15	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「函館の妖精 調べ」	平成 15	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「函館の妖精 舞い」	平成 15	2,499,525	2,499,525
鋼板像「OYAKO」	平成 16	20,000,000	20,000,000
ブロンズ像「ちっと手を見る」	平成 17	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「友我に飯を与へき」	平成 17	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「ぼくたちの旅」	平成 17	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「二人の空」	平成 17	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「たまごをうんだ人」	平成 17	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「藁（ひこばえ）」	平成 17	2,499,525	2,499,525
ブロンズ像「旅を続ける男」	平成 18	4,999,050	4,999,050
ブロンズ像「異国への夢－With Great Hopes」	平成 18	4,999,050	4,999,050
ブロンズ像「ハイカラさん」	平成 18	4,999,050	4,999,050
ブロンズ像「大地と海と僕たちと」	平成 19	15,000,000	15,000,000
合計		140,479,650	140,479,650

教育委員会

資産名称	取得年度	取得価額	期末簿価
油絵「道南青年の家より函館港」	昭和 60	1,350,000	1,350,000
油絵「積丹の夕映え」	昭和 60	1,600,000	1,600,000
油絵「東利尻富士」	昭和 60	2,700,000	2,700,000
油絵「巷の灯」	昭和 61	2,250,000	2,250,000

油絵「愛あるところ神在り」	昭和 61	2,400,000	2,400,000
油彩画「夏の港町」	昭和 61	4,700,000	4,700,000
油彩画「海浜の春日」	昭和 61	5,900,000	5,900,000
版画集「デュ・キュビズム」	昭和 63	820,000	820,000
絵画「ポプラの道」	平成元	3,000,000	3,000,000
絵画「夏の函館港」	平成元	3,000,000	3,000,000
絵画「海辺」	平成元	4,800,000	4,800,000
絵画「開墾地の初夏」	平成元	3,000,000	3,000,000
絵画「古潭」	平成元	3,000,000	3,000,000
絵画「湖畔の白樺」	平成元	3,000,000	3,000,000
絵画「雪晴れの小みち」	平成元	3,000,000	3,000,000
絵画「船」	平成元	3,000,000	3,000,000
絵画「晩春の庭」	平成元	6,000,000	6,000,000
絵画「有珠岳」	平成元	6,000,000	6,000,000
絵画「北方の港」	平成 2	3,000,000	3,000,000
絵画「ブライトホーン氷河」	平成 2	3,000,000	3,000,000
絵画「緑の池畔」	平成 2	3,000,000	3,000,000
油絵「やぶ椿」	平成 8	2,500,000	2,500,000
彫刻「道標」	平成 3	8,000,000	8,000,000
油絵「踊り（鷗島）」	平成 7	6,000,000	6,000,000
油絵「函館の灯（夜景）」	平成 12	6,000,000	6,000,000
油絵「群雄」	平成 17	2,500,000	2,500,000
書「初霰」	令和 2	1,000,000	1,000,000
合計		94,520,000	94,520,000

(意見 8)			
美術品（非減価償却資産）			
合計		246,099,650	246,099,650

統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年 8 月改訂）資産評価及び固定資産台帳整備の手引き別紙 5 において、開始後の美術品等

の非償却資産は取得価額ではなく、適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価とされている。

また、同手引きⅦ資産の評価基準・評価方法4開始時における取得価額が不明な有形固定資産の具体的な評価方法（6）において、美術品・骨董品等については、美術年鑑等に記載された価額を用いるなど、簡易評価を採用することが考えられるとされている。

有形固定資産等の評価基準

[] 内は取得原価が不明な場合

	開始時		開始後	再評価
	昭和 59 年度 以前取得分	昭和 60 年度 以後取得分		
非償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 〔再調達原価〕	取得原価	立木竹のみ 6年に1回程度
道路、河川及び 水路の敷地	備忘価額 1 円	取得原価 〔備忘価額 1 円〕	取得原価	—
償却資産 ※棚卸資産を除く	再調達原価	取得原価 〔再調達原価〕	取得原価	—
棚卸資産	低価法	低価法	低価法	原則として毎年度

備考1 適正な対価を支払わずに取得したものは原則として再調達原価（ただし、無償で移管を受けた道路、河川及び水路の敷地は原則として備忘価額 1 円）

備考2 既に固定資産台帳が整備済または整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容（その場合、道路、河川及び水路の敷地については、上表による評価額を注記）

備考3 売却可能資産については、売却可能価額を注記し、当該価額は原則として毎年度再評価

【意見 8】 美術品寄贈者による評価額

美術品の評価額について現地視察時に担当者に質問したところ、基本的には寄贈者による評価額によって、重要備品の取得価額として会計処理が行われている。

しかし、寄贈者による評価額は主観的な金額であるため、地方公会計マニュアルにおける再調達原価としては不適切である。

令和 2 年度の固定資産台帳（一般会計等）のうち美術品を集計したものの合計額 2 4 6 百万円は、令和 2 年度における貸借対照表（P 22）の物品 1, 455 百万円の 16. 9%、純資産の部（P 2 4）の純資産合計 125, 583 百万円の 0. 2%を占める。

このように比率が高くなるのは、美術品が非減価償却資産であるため、寄贈時の寄贈者評価額である取得価額が保有期間中ずっと期末簿価として減額されないで計算されることによる。

そこで、地方公会計マニュアルにおいて、「美術品・骨董品等については、美術年鑑等に記載された価額を用いるなど、簡易評価を採用することが考えられる」とされていることから、例えば、美術品鑑定評価書を作成する実績のある鑑定業者の鑑定評価書を参考にするなど、客観的な要素も取り入れて適切な再調達原価として評価すべきである。

【指摘および意見の一覧】

包括外部監査の結果、識別された指摘および意見の一覧は次のとおり。

区 分	指 摘 お よ び 意 見	頁 数
1 平成23年度包括外部監査の措置状況と現在の状況		
指摘1	<p>・土地の有効活用について（用途未定地：元町配水場近傍地）</p> <p>当該土地が所在する西部地区は、観光産業の面から非常に重要な地域であり、その利用方法については景観保全も含め慎重な判断が必要と思われるが、平成23年度の指摘後、10年以上が経過しても進展が無いことは市有財産の有効利用とは言い難い。</p> <p>早急に有効活用に向けての検討および売却・貸付など多方面からの方策を検討すべきである。</p>	49
指摘2	<p>・土地の有効活用について（不明地：住吉町3-3）</p> <p>当該土地については、過去に市の所有権保存登記がなされている土地であり、所管不明地の扱いのままでは、財産管理上問題である。</p> <p>長期間にわたり手付かずの土地であり、売却および貸付など占有者との交渉は一朝一夕には進まないと思われるが、市有財産の有効活用の観点から早急に対策すべきである。</p>	50
指摘3	<p>・土地の有効活用について（日吉遺跡公園予定地）</p> <p>当該土地については、公園としての利用見通しが立っていないことから財産区分を「公園」から「その他の施設」と変更したことは妥当と思われるが、現状のように長期間遊休不動産のままでは適正な財産管理とは言えず、措置内容にもあるとおり当該土地が文化財保護法に規定する「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当し、開発行為の内容によっては種々の規制があるため売却が困難であるならば、売却以外の方策により有効活用を検討すべきである。</p>	51
指摘4	<p>・建物の有効活用について（書庫：旧市立函館病院診療棟別館）</p>	52

	<p>当該建物については、市役所本庁舎書庫の収蔵能力の限界から本庁舎外の書庫として利用せざるを得ない状況であり、また、市立函館博物館所有の貴重な資料も保管している状況は理解できるが、現在検討中の文書管理システムを早急に導入し、ペーパーレス化を推進するとともに、書庫の廃止などの方策により広大な敷地の有効活用を検討すべきである。</p>	
指摘 5	<p>・建物の有効活用について（貸建物：恵山賃貸住宅）</p> <p>当該建物については、物件の資産価値の評価調査を早急に行い、現在の年間賃貸収入に対しての維持費（補修費・人件費等）および運営収支を適正に見積り、売却の適否を検討すべきである。</p>	5 3
指摘 6	<p>・土地の有効活用について（公共用施設用地：旧市立病院跡地他）</p> <p>当該土地については、平成 2 5 年度末の土地開発基金の廃止により、関連部局へ所管が変わっただけであり有効活用しているとは言えない状況である。</p> <p>当時の指摘事項にもあるとおり有用性を見地から活用方法を抜本的に見直すべきである。</p>	5 4
2 公有財産		
指摘 7	<p>〔もと〇〇・旧〇〇で使用していた施設等〕</p> <p>・物品等の保管にかかる仕組みの構築</p> <p>物品等の保管場所として、使用している施設が相当あった。保管施設が必要なことは理解するが、現状は各部局の判断で利用がなされていると思われる。市全体として、物品等の保管に必要な施設規模や場所を定め、各部局に割り当てるなど、保管の仕組みを検討すべきである。</p> <p>（該当 1 4 件は、5 8 ページに記載のとおり。）</p>	5 8
意見 1	<p>〔もと〇〇・旧〇〇で使用していた施設等〕</p> <p>・売却の推進</p> <p>老朽化を理由に用途廃止した施設については、他に転用する方策が無ければ、危険度などを勘案し、順次、解体か</p>	5 9

	<p>ら売却等に向けた方針を決定すべきである。</p> <p>(物件名 19 件は、59 ページに記載のとおり。)</p>	
意見 2	<p>[もと〇〇・旧〇〇で使用していた施設等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃校校舎の有効利用 <p>廃校校舎の一部を利用し、文化財関係資料を保管している施設があった。校舎の解体は、多額の費用がかかるため解体待ちの状態が続くことから、文化財関係資料の保管以外の有効活用策の検討が望まれる。</p> <p>(該当 4 件は、59 ページに記載のとおり。)</p>	59
指摘 8	<p>[貸建物・貸地・貸付予定地]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付料の無償または有償の整理 <p>土地または建物の無償貸付を有償にできないか検討すべきである。特に保育園、認定こども園に対する貸付では無償、有償が混在しており、公平性の観点から、再点検すべきである。</p> <p>(該当 15 件ほかは、60 ページに記載のとおり。)</p>	60
意見 3 (ア)	<p>[貸建物・貸地・貸付予定地]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約のあり方～地役権の設定の検討 <p>送電線下の敷地について、地役権を設定する選択肢の検討を行うべきである。</p> <p>(該当 25 筆。)</p>	60
意見 3 (イ)	<p>[貸建物・貸地・貸付予定地]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約のあり方～契約期間の終期への対応 <p>平成 19 年度に住宅用敷地等として、貸付している契約の見直しを行い、平成 19 年度を始期とし 30 年間としたが、平成 19 年度以前より貸付している場合は、普通借地権の存続期間 30 年を踏まえ、当初の契約時点から起算すべきであった。</p> <p>平成 19 年 4 月 1 日以降の契約では、契約期間の満了となる令和 19 年 3 月 31 日の時点に事務が集中することから対応できるよう留意する必要がある。</p> <p>(該当 277 筆。)</p>	61

意見3 (ウ)	〔貸建物・貸地・貸付予定地〕 ・契約のあり方～契約期間の見直し 借地借家法上の建物に該当する場合、30年間の普通借地権が存続することから、これより短期間で締結している契約について、更新の際に年数の設定期間を再検討すべきである。	61
意見3 (エ)	〔貸建物・貸地・貸付予定地〕 ・契約のあり方～自動更新条項のある契約 契約の更新時は、貸付の継続の可否や減免の必要性などを検討し直す機会となることから、自動更新時期の前の手続として、契約の相手先から更新を申し出てもらうことや、自動更新条項そのものを見直すなど、検討が望まれる。	61
意見3 (オ)	〔貸建物・貸地・貸付予定地〕 ・契約のあり方～契約書の表記の見直し 貸建物にかかる建物貸借契約書について、土地の記載があることから、他に同様の契約がないか点検し、表記の統一化を図るべきである。 (該当3件は、61ページに記載のとおり。)	61
指摘9	〔貸建物・貸地・貸付予定地〕 ・貸地の面積について、財産台帳と契約書に違いがある。 (該当1件は、62ページに記載のとおり。)	62
意見4	〔貸建物・貸地・貸付予定地〕 ・貸付、売却の検討 狭小地、崖地等を除き従前貸し付けした実績があり、現在、返地されたものについて、現在でもなお利用価値のある土地の選別を行うほか、隣地の所有者と折衝するなどし、貸付や売却の可能性を検討すべきである。 また、現在、貸し付けている土地の周囲地についても一体で貸し付けるまたは売却の可能性を検討すべきである。 (該当10件は、62ページに記載のとおり。)	62
意見5	〔貸建物・貸地・貸付予定地〕 ・名称の見直しの検討	62

	<p>土地の一部を貸し付けしているもので、貸地または用途未定地等としているものがあるので、解体し更地となった場合は原則用途未定地とし、現に貸し付けをしている土地は貸地、建物を含む場合は貸建物、貸し付ける可能性のあるものは貸付予定地と定義されているが、その定義に基づき整理されているか再点検が望まれる。</p> <p>また、一時的な貸し付けであったものが常態化しているものや、長期貸し付けしている場合であっても貸地としていないものについて、貸地とするなどの検討が望まれる。</p> <p>(該当 15 件は、63 ページに記載のとおり。)</p>	
意見 6	<p>〔借上地〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約のあり方 <p>市の保有する財産を貸す場合は、30 年間としているものが多いが、借り上げの契約では 20 年間としているものがあるほか、自動更新規定の取扱も含め、見直しの検討が望まれる。</p>	63
指摘 10	<p>〔地上権〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書が存在しない <p>美原 3 丁目 183 番 338・339 地上権設定にかかる契約書が存在しないものがある。</p>	64
指摘 11	<p>〔温泉権〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉権に関する書類が存在しない <p>ふれあい湯遊館で使用する温泉権に関する書類が存在しない。</p>	64
意見 7	<p>〔商標権〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中空土偶の活用 <p>キャラクターのリニューアルなどにより函館市アピールのために活用されたい。所管課で活用案が無い場合、所管替えにより活用策を検討すべき。</p>	64
指摘 12	<p>〔有価証券及び出資による権利〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出資の必要性の再点検 <p>株式会社に市が出資するのは、何らかの政策目的の実現</p>	65

	<p>を図ろうとするもので、市が保有する有価証券は民間企業が行う投資とは異なり、利益を目的として保有されるものではない。よって、市の政策との関係で、出資の効果を再点検することが必要である。また、過去5年間出資している全ての株主総会において、株主として発言記録がないことも踏まえ、経営等の状況が軌道に乗っているのであれば、出資の引き揚げを検討すべきである。</p>	
<h3>3 物品</h3>		
<p>指摘13</p>	<p>・ 正確な貸借対照表の作成</p> <p>期末簿価では同額であるが、令和2年度の一般会計等における固定資産台帳の取得価額合計が「一般会計等貸借対照表」の物品の額8,524百万円より102百万円多く、減価償却累計額の合計は同貸借対照表の減価償却累計額7,069百万円より102百万円多い。</p> <p>函館市は、市民に対しては償却資産（固定資産税）申告の手引きにおいて、適正な課税に資するため、固定資産台帳の提出をお願いしている現状である。</p> <p>納税者が申告書の作成を依頼している税理士事務所では、固定資産台帳を作成すれば仕訳を自動作成し正しい貸借対照表を作成する申告書・決算書作成システムを一般的に使用しているため、函館市においても財務諸表の作成は地方公会計システムを利用しているが、省力化とミスの軽減のため、より進んだオートメーション化を検討すべきである。</p>	<p>67</p>
<p>指摘14</p>	<p>・ 財産に関する調書と固定資産台帳との突合</p> <p>平成28年度に固定資産台帳が整備されてから5年が経過している。令和2年度においても、当初取得理由が寄付により取得した重要備品だけでなく、購入により取得した重要備品についても固定資産台帳に未計上のものが、散見される。</p> <p>各部局所管財産の異動については、函館市会計規則第116条第1項の規定に基づき、その発生の都度、財産主</p>	<p>75</p>

	<p>管部長に通知しなければならないことになっているが、財務部長が毎会計年度末に財産異動通知書の提出を各部局長に促し、財産に関する調書の内容を適正なものにしている。</p> <p>しかし、財産に関する調書と固定資産台帳との突合を行っていないため、取得価格合計約3億8百万円の未計上の重要備品が存在しているため、財産に関する調書と固定資産台帳との突合を行うべきである。</p>	
指摘15	<p>・行政コスト計算書の物件費等の再確認</p> <p>行政コスト計算書における物件費は、職員旅行、委託料、消耗品や備品購入費といった消耗的性質の経費であって、資産計上されないものをいう。総勘定元帳を確認したところ、本来は資産計上されるべきワークステーション一式71万円5千円について、物件費で計上されていた。</p>	75
指摘16	<p>・相手科目名の誤り</p> <p>令和元年度における総勘定元帳の4月1日相手科目「寄付増」の5件については、財産に関する調書においてはいずれも平成30年度の取得になっている。</p> <p>したがって、実際に令和元年度に寄付を受け入れた際に使用する「寄付増」ではなく、正しくは過年度における経理誤りを訂正する際に使用する「調査判明」を相手科目とすべきである。</p>	78
指摘17	<p>・日付欄の過年度日付</p> <p>令和2年度(2020年4月1日～2021年3月31日)における総勘定元帳欄の日付に過年度の日付が記入されている。これは実際の取引発生であり、本来は摘要に記載すべき内容の項目である。</p> <p>したがって、日付には事実が判明して帳簿に記載する日を記入し、実際の取引発生日は摘要に記載すべきである。</p> <p>また、民間の企業会計において一般的に使用されている会計ソフトでは、日付には当該会計年度以外の日付を入力するとエラーとなり、そもそも入力できなくなっている。</p>	78

	正しい帳簿を作成するために、システム化を検討すべきである。	
意見 8	<p>・ 美術品寄贈者による評価額</p> <p>美術品の評価額について現地視察時に担当者に質問したところ、基本的には寄贈者による評価額によって、重要備品の取得価額として会計処理が行われている。</p> <p>しかし、寄贈者による評価額は主観的な金額であるため、地方公会計マニュアルにおける再調達原価としては不適切である。</p> <p>令和2年度の固定資産台帳（一般会計等）のうち美術品を集計したものの合計額246百万円は、令和2年度における貸借対照表の物品1,455百万円の16.9%、純資産の部の純資産合計125,583百万円の0.2%を占める。</p> <p>このように比率が高くなるのは、美術品が非減価償却資産であるため、寄贈時の寄贈者評価額である取得価額が保有期間中ずっと期末簿価として減額されないで計算されることによる。</p> <p>そこで、地方公会計マニュアルにおいて、「美術品・骨董品等については、美術年鑑等に記載された価額を用いるなど、簡易評価を採用することが考えられる」とされていることから、例えば、美術品鑑定評価書を作成する実績のある鑑定業者の鑑定評価書を参考にするなど、客観的な要素も取り入れて適切な再調達原価として評価すべきである。</p>	86
合 計	<p>【指摘 17件】</p> <p>【意見 12件】</p>	